

令和6年加美町議会第3回定例会会議録第3号

令和6年9月12日（木曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機管理室長	佐々木 功 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君

森 林 整 備 対 策 室 長	後 藤 勉 君
商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議案第57号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について

第 4 議案第58号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

第 5 議案第59号 工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修

繕工事)

- 第 6 議案第 6 0 号 町道路線の認定及び廃止について
- 第 7 議案第 6 1 号 令和 6 年度加美町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 8 議案第 6 2 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議案第 6 3 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 0 認定第 1 号 令和 5 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 2 号 令和 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 3 号 令和 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 認定第 4 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 5 号 令和 5 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 6 号 令和 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 7 号 令和 5 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 8 号 令和 5 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 9 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 1 0 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 1 1 号 令和 5 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 0 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） ご起立願います。

おはようございます。着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、14番佐藤善一君、15番米木正二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告10番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） おはようございます。

本日、自由民主党の総裁選挙が告示となります。新しい日本のリーダーを決める選挙が始まります。そのリーダーによっては国の方向性が大きく変わる。町においてもリーダーによって大きく変わる。そういった可能性もあります。心して大綱1問、一般質問をさせていただきます。

民間事業者による再エネ事業について。

やくらいサイズゴルフ場の太陽光発電事業に関して、町民のみならずSNS上で全国的に大きな反響を呼んでいます。

CS宮城加美町合同会社が、町に対して土地の所有権の確認を求めるため提訴するなど、自体は混迷を極めてきています。

このたび町から提出された関連資料に基づき、問題の実態を明らかにするとともに、風力発電を含む再生可能エネルギー事業について伺います。

1点目。令和6年8月5日の再エネ特別委員会において指摘のあった、平成25年に締結した覚書の中に買戻し期間が定められていない点について、民法第580条第3項に該当しないこと

を確認できたのか。

2点目。令和3年4月23日の臨時議会にて、前町長が答弁していた融資額4億円という額についての情報源はどこなのか。また、当時の総務課を含む担当職員は把握していたのか。

3点目。令和3年5月6日付で国土利用計画法に基づく届出が出された時点で、ゴルフ場の転売について役場内ではどの範囲まで認識していたのか。当時の町長まで報告がないということとはあり得ないことであり、なぜ我々議会に知らされずに隠蔽されたのか。

4点目。昨年8月の加美町長選挙後、なぜ前町長が風力発電事業者と町有地貸出しに関する賃貸契約、こちらは賃貸契約ではないと思いますが、賃貸証明書を発行したのか。異を唱える職員は誰もいなかったのか。

以上、4点について質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 皆さん、改めましておはようございます。定例会3日目、本日もよろしくお願いいたします。

味上議員からは、民間事業者による再エネ事業についてといったようなことで、やくらいサイズゴルフ場をめぐる太陽光発電所の設置に絡むことに関しましてのご質問を4項目いただいております。

まず冒頭でございますけれども、質問に答える前に、皆様には既にお伝えさせていただいておりますけれども、8月29日にゴルフ場の土地の返還を求める裁判を仙台地方裁判所に提訴させていただいております。特にキーポイントとなる令和3年4月23日の土地取引、ここまでの期間に関しましてのことにしましては、係争中でもあることより、答えにくい、または答えることができないこともあるかもしれませんので、それは冒頭ご容赦いただければ、ご理解いただければと思っております。

それでは、順次回答させていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。平成25年に締結したやくらいゴルフ場の土地売買に関する契約の覚書の中に、買戻し期間が設定されていないことについて、民法第580条第3項に該当しないことを確認できたのかとの質問につきましては、これは以前も議会で申し上げましたが、法をどのように解釈するかということで、判断が分かれる部分になるかと思っております。やはり係争に関わるることですから、この該当する、しないに関しては、今、ここで申し上げにくいところがございます。当時の事務手続、一方で事務的手続を見ますと、民法第580条第3項

を適用せず運用としていたのではないかといたったようなところで認識しておる状態でございます。

2点目、前町長が令和3年4月23日の臨時議会で答弁した4億円のことにつきましては、令和3年4月21日に開催した議会運営委員会に説明のため出席した、株式会社チームトレインの武本代表取締役が、議員から質問のあった融資先や融資額について答弁した内容を踏まえて発言したものと認識しております。職員についても同様であると認識しておる状況でございます。

3点目の令和3年5月6日付で国土利用計画法に基づく届出が出された時点で、ゴルフ場の転売について、役場内ではどの範囲まで認識していたのかとの質問についてお答えさせていただきます。令和3年5月6日付で提出された国土利用計画法に基づく届出の内容については、令和3年5月20日に行われた株式会社チームトレインの武本代表取締役と前町長との面談において、所有権移転仮登記について確認した内容が記載された復命書があることから、同席した前町長や担当者は内容を把握していたと認識しております。

議会に知らされずに隠蔽していたのではということですが、令和3年11月24日に開催された議会全員協議会において、やくらいゴルフ場に関わるCS宮城加美町太陽光発電事業について、株式会社チームトレインの代表取締役とカナディアン・ソーラープロジェクト株式会社及び一般社団法人日本気象協会の担当者に出席いただき、質疑を行っております。町としては、グランピングなどの新規事業を計画するなど、精力的なゴルフ場の経営姿勢を信用し、ゴルフ場の存続を願い、状況を注視していたものと認識しております。

最後に、4点目の昨年8月の加美町長選挙後、なぜ前町長が風力発電事業者と町有地貸出しに関する賃貸契約を締結したのかとの質問にお答えします。再生可能エネルギー発電事業計画の設置計画を経済産業省に申請する際には、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の土地の使用の権限を有すること、またはこれを確実に取得することができることを証する書類の添付が必要となります。一方で、地方公共団体などの公共機関の場合は、契約書に代替する賃貸証明書の添付でもよいとされております。賃貸証明書は、賃貸契約ではなく、証明書によって賃貸義務を負うものではございません。令和5年8月に日本風力エネルギー株式会社から、賃貸証明書の発行依頼がありましたので、当時の担当者が前町長に相談し、発行の指示を受けて手続を行ったものであるということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それでは再質問させていただきます。

まず、1点目の民法第580条についてです。8月5日の特別委員会で、木村議員からも指摘がありました。民法第580条、この第1項では買戻し期間を超えることはできない、特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は10年とする。第2項は、買戻し期間を定めたときは、その後にこれを伸長することができない。10年以上を超えることはできないということです。そして第3項、これが木村議員が指摘した内容ですけれども、買戻しについて期間を定めなかったときは、5年以内に買戻ししなければならないというものです。

町がゴルフ場から土地を買ったときの平成25年に交わされた買戻し契約及び覚書、これにはこの期間についての記述がないので、買戻し条項とは言えないのではないのでしょうか。さらに、そのことについて協議していれば、契約書に明確に買戻し条項を明記するか、登記簿にも明記するのではないか。このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 最初の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、この買戻しに関する部分に関しても、係争中のことのポイントになってくるかといったような認識でおりますので、あまり詳しく申し上げることはできない状況でございますけれども、一方で議会でも既にお話をさせていただいております今回の訴訟を担当してくださっている弁護士先生のほうにも、この買戻しに関しまして、契約書も含め覚書も含めて見ていただいております。この場合に関しまして、大変法的にも難しい案件と捉えてくださいますと、法的な判断も分かれるということでございますので、今、これは弁護士の先生方複数人を頼ったとしても同じようなことで、解釈が変わるといったようなことになるかと思っておりますので、ちょっとこの部分に関しましては、これ以上の答弁を差し控えさせていただきますと思っております。

ただ、非常に正しいことは、これ付け加えさせていただきますが、今回の訴訟におきましても、いずれにせよ令和3年4月23日、町も議会もゴルフ場の継続を願って、または契約書、またはその後の覚書協定書に関しましても、あのゴルフ場の存続といったようなこと、転売なきようも含めまして議員の皆様からの意見も賜った上でのあのときの議決だったかと、土地の買戻しを行う、売戻しですか、こちらから言えば売戻しですけれども、行うための議決だったと解釈しています。それが今回債務不履行とも詐欺とも言えるようなことで、土地の返還を求めていくわけでございますけれども、その部分が大きな今回の争点になるかと感じております。あくまでゴルフ場はゴルフ場の継続を私たちに訴えて、それを私たちは信用した、その信用が裏切られたといったような立てつけになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 明言をできないということでもありますけれども、やはりこの令和3年の4月23日の臨時議会、その前の全員協議会でもでしたけれども、前町長はじめ当時の担当課長までが買戻し条項、買戻し特約という主張をされました。ですから、この問題のポイントとして、これから裁判になろうかと思えますけれども、この解釈ですよね。解釈。覚書のあの条項、9,500万円とすると。その前の契約についても協議することができる、こういった内容が買戻し条項と言えるのかどうか、この第580条の第3項に照らし合わせれば、期間を明確にしていなわけですから。ですからこの主張は私は違うと思っています。

ただし、その時点で我々議会に示された資料では、そういった契約書なるものはちょっとなかったように記憶しています。ですから、あったとしてもそれを買戻し条項と言えるのかという質疑はあったはずなんです。この23日にも。

さらに令和3年の4月9日、第1回公有財産取得処分検討委員会が庁舎内で開かれております。この委員会の中でも、複数の課長から買戻し後の転売のおそれや経営が立ち行かなくなっからのことについて危惧する発言がありました。しかし買戻し条項があるという当時の委員長、当時の副町長ですけれども、の主張によって退けられています。もう一度お尋ねしますけれども、この覚書にある条項が買戻し条項ではないかとする根拠、町長でなくてもいいんですけれども、総務課長、どのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

冒頭で町長が申し上げたとおり、今、論点となるようなことについてはあまり申し上げられないんですが、今の議員さんのご質問ですと、町の土地を売買契約した当時令和3年4月23日の臨時議会、そのときの事務手続を見ました場合に、株式会社チームトレインからの申出がありまして、こちらについては平成25年9月に町とやくらいゴルフクラブ株式会社が土地売買契約をした後の平成25年10月16日に取り交わした覚書というものがあるんですけれども、そちらのほうの条文を引用して、町の土地を売却したというような、そのような事務手続だったと認識をしております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その4月21日の全員協議会、21日は議会運営委員会ですね。それからその前の全員協議会、そして当日臨時議会の23日、この場でその借入れとする融資先、この部

分が分かっていたら、果たしてあの議決は通ったのかどうか。私は通らなかったと思います。買戻し条項を主張されて、なおかつ訴えられる可能性もあるというところまで説明され、そういう中であのとき議会が反対の判断をできたのかどうか。私はできなかったと思います。その相手先が分かっていたらまた別な話になります。

次の２点目の４億円発言についてなんですが、令和３年４月21日の議会運営委員会でチームトレインの代表から説明があったと、先ほど町長から答弁ありましたけれども、議会運営委員会には前町長は出席しておりませんし、23日の臨時議会の際はチームトレインが既にかかなりの額を投資しているとか、栃木県と福島県のゴルフ場にも投資するとか、かなり踏み込んだ答弁をしております。事前にこういった詳しい内容を把握していなければ、こういった答弁はできないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

売払いを行う段階の令和３年４月23日の臨時議会で前町長が発言したというようなことの根拠が４億円、どこから来ているんだということでございますが、４月の21日に開催した議会運営委員会のその席上にチームトレインの武本代表取締役が出席しておりまして、その際に議員さんから融資先どうなんだというようなご質問がありましたので、その際に武本さんが言ったのは、自分の持っているゴルフ場、そういったもの、ファンド会社もいろいろあるんですけれども、表向きには合同会社でやくらいだけで４億円出してくれる業者はいないと思います、実際は２億円なんです、でも根抵当のほかはというようなことで、この４億円を出してこのくらいゴルフ場の価値を説明をされた議事録がありまして、そういうふうに言っているようでして、それらを職員等聞いた状況を、金額はその４億円というところで把握されたということを町長とそういう話をしたのではないかというようなことで、こちらでは認識しているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） あまり納得できる答弁ではないんですけれども、この臨時議会のときの経緯、あのとき議会が通ってさらにその日のうちに抵当権の設定登記、売買契約の登記、こういったことが１日でなされたこと、非常に疑問を感じます。さらに契約相手であったそのチームトレインとカナディアン・ソーラー、ティード・パワー、そしてその前のその日の町とチームトレイン、この要は３者ですよ。議会を通しますよ、はい、じゃあそっちはもう進めてください。お互いに事前にこの３者が協議、あるいは協力していなければこの１日での登記と

いうのは私は考えられないと思います。税理士、あるいは司法書士、会計士、知り合いの方の意見を聞くと、やはり事前に準備されたものだろうという意見もありますけれども、この辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 現在訴訟の中におきましては、恐らくこちらの主張としましては、その転売に関すること、チームトレインからカナディアン・ソーラーへの転売に関しては、いわゆる町からチームトレインが土地を買戻しできるとあらかじめ踏んでおりまして、そしてその契約書が既に準備されていたといったようなこと、これは契約書が日付だけが空欄になっておりまして、そこで手書き、これは皆様にも資料として提出させていただいている部分ですから、ご覧になっていただいていると思いますが、ああいう部分から鑑みまして、ここで議決を、そしてチームトレインとカナディアン・ソーラーが最初にすっぴんからその日のうちに契約を契約書の協議に入ったとは到底考えられません。そこは私どもは間違いなく事前に準備されていたんじゃないかと。ですからここがゴルフ場チームトレインが、私たちにはゴルフ場を行うと言って、実際はその裏ではカナディアン・ソーラーとの太陽光事業を推進するといったようなことを最初から取り決めていたといったことは契約書から明々白々でございます。

一方で、やはり先ほどの話もございました特約のところでは、1問目でも話をいただいておりますわけですが、特約に関しましてもそのチームトレインとの町との交渉、または買戻しの申出というのは、令和3年に始まったわけではなく、しばしばそのような申出、または代表取締役が当時山口氏から武本氏に替わったといった段階においても、非常にその買戻しという言葉に常に使っていたとのことでございます。これは議事録のほうからも面談記録からも推測されることでございますから、高い関心を持ってその言葉が使われてきたうちに、町としてもいわゆる裁判に提訴用語の司法用語ではございますけれども、欺罔ということに陥って、一つの勘違いも含めましてした可能性も否定はできないのかなとは思っております。しかしながら、あくまで今回の訴訟の話になりますけれども、チームトレインがゴルフ場をやるんだといったようなことをあくまで前提としたことの裁判になっていくのかなということには変わりないと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） まさにその事前、令和3年以前からそういう話が出ていたというのは、時系列でも明らかになっています。

3点目の国土利用計画の届出についてなんですが、令和3年11月24日の全員協議会、こちら

では米木議員から所有権についての質疑がありました。今、一体誰が所有しているのかという質問でした。その中で、チームトレインの代表は、チームトレインが所有者であると明確に答弁しています。令和3年4月23日の臨時議会までは、議会も町も転売の事実を知らなかったという主張は成り立つと思います。しかしながら、5月6日付で提出され、5月7日に企画財政課で受理した国土利用計画届出、この時点でどのような経緯でどこまで報告されたのか。つまりこの時点から所有権がティード・パワーになっていることも、町は把握していながら、所有権がティード・パワーになっていたかどうかは分かりませんが、売買されていたという事実がこの時点で分かったわけですね。この時点で分かって把握していながら、なぜ我々議会に報告されなかったのか。一担当職員が転売の事実を把握して隠蔽したとは考えられません。誰かの指示がなければこういった対応は取れないと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。マイク近づけて話してください。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

国土利用計画の町では5月の7日に受付をして、そちらのほうで議員さんおっしゃるとおり、企画財政課から総務課の契約の係のほうに情報提供ありまして、その件について当時の町長等と協議をした上で、代表者面談をしております。それで5月の20日に提携した協定書に結びついていくわけなんですけれども、そのときの面談の記録等を見ますと、チームトレインのほうからは所有権の移転の仮登記を行っているんですが、名義は株式会社チームトレインのままであって、資金を活用してグランピングや女子ゴルフ大会を開催しながら、ゴルフ場経営の改善をしたいという説明を受けており、ゴルフ場の整備や経営状況を見ながら、町としては見守っていくというか、判断したものと認識をしているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今、総務課長が言いましたその5月20日の面談記録を見ますと、転売ということは把握したわけですね。転売の事実を把握して、あまりに唐突で驚いていると町側が指摘しております。誰が言ったかというのは分からないんですけれども。にもかかわらず、議会と一緒にその6月にゴルフ場の視察を行ったり、その際も何の報告もない。やはりこれはトップの指示がなければあり得ないことだと思います。

それで今年の6月定例会の後に、前町長がテレビ取材に応じたインタビューが放映されました。この中で、外資系企業に転売されることは知らなかったと述べております。5月7日に受理され、提出された届出書の件、そして20日の面談の復命書からすれば、このインタビューの

発言は虚偽の発言ではないかと思います。

さらに5月7日付で受理されたその届出書は、売買契約日から2週間以内に提出されなければならなかった。したがって、期限は5月7日ではなく6日が期限であった。県から無届取引として違反案件であると指摘をされております。さらに昨年6月30日にチームトレインとティータ・パワー110合同会社及びCS加美との間で締結された覚書、こちら売買金額がこれまで言われていた4億500万円から4億2,000万円に増額されている。この件についても、県に出されたこの届出、こちら期限を過ぎて届出、無届取引として指摘を受けている。この無届取引というのは主な罰則というか停止というのはないようですけれども、こういうことが繰り返されると、罰則を科すことがありますよという県からの指示もあったようです。さらにこの昨年6月30日の今、申し上げた増額された届出が今年の5月17日に企画財政課から石山町長に報告されている。なぜこの1年近く、1年以上ですよね。こういった体制になっている、こういったことになっているのか。非常に疑問を感じます。隠蔽体質ではないかと言わざるを得ないんですよ。いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すみません、今のご指摘に関しては、ちょっと整理、私どももしなくてはいけないかなとは思いますが、それ間違っただけを申すかもしれません、すみません。もしそのときはご容赦ください。それ町の問題ではなくカナディアン・ソーラーのいわゆる手続の遅れであったりとか、そういうことのご指摘かと思います。仮に私の認識どおりでいいでしたら、やはり私もこの期間、幾度かカナディアン・ソーラーの人たちとお会いさせていただきました。ここでもお会いさせていただいておりますけれども、そのような事務手続におけるミスも繰り返しているということをさっき認識しておりますけれども、やはりこのような事業を、しかもメガソーラーという大きな、またはやくらいゴルフ場を使ってといった、様々な疑念が積み重なっていく、いっているわけでございますけれども、やはりこのようななどの企業を町として受け入れるといったときも、やはり最後は信用できるかできないかといったようなところに来るのかなと思っております。そうしますと今のような手続というものもきちんと行っていないという事実を私自身も認識したときに、なかなか信用することが難しい企業なのかといったようなことは、私の中で判断として一つの材料になり得るかなと考えて、受け取っている次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今の隠蔽体質ではないかと言ったのは、最後の去年の6月30日に増額

された届出も無届取引だったということが、去年の時点で分かっていたのに、町長に報告されたのは今年だったということについても、そういう体質ではないですかという意味で質問しました。何回か町から出された資料を調べていた中で、4月23日、令和3年の臨時議会の後に提出された売買契約書ですね。こちらはこの5月6日の時点では多分分かった、提出されたものだと思いますけれども、この中では、その融資額と言われる売買金額4億500万円、消費税入って4億500万円という金額の支払い回数だったり支払い日だったり、それから3回目の支払いの実行日から起算して1年後にはゴルフ場の閉鎖まで明記されておりました。つまり4月23日のこの売買契約が成立した時点で、もう既にゴルフ場の閉鎖まで明確にうたっているわけです。これが計画、ゴルフ場を続ける続けると、あくまで投資してもらった融資のお金ですということ調べていけば、全く違うものだということが分かると思います。

このゴルフ場の問題が大きな波紋を広げてから、今年の7月23日付で石山町長宛てにチームトレインとカナディアン・ソーラー及びティード・パワー合同会社の代理人弁護士から、抗議する内容の書面が届いておりました。相手の主張はいずれも同じで、買戻し特約と法令に基づいた売買契約を行い、これまでの手続も町からの協力を得て行ってきたものであり、だまされたとか詐欺であるとかという批判を受けるいわれはない。著しく名誉を傷つけられ、社会的信用を失墜させられたとして、石山町長に対し発言の訂正を求めてきた。こういった書類も今回初めて私も見たわけですが、つまり相手方の主張は令和3年4月23日以降も町の協力を得て進めてきたものであって、転売の事実も知りながら町は外資系のメガソーラー事業に協力してきたということになるのではないのでしょうか。この点についていかが、見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 町として協力してきたというのをどのように解釈するかということかもしれませんが、送電線のための道路の使用であったりとか、発電所、変電所設置のために農振を解除といったようなこと、また遺跡調査をしてくれといったような要望ということに関しては、これは行政手続上よっぽどの瑕疵がない限り、町、役場としては断ることができません。私の認識としましては、そのような部分での協力といったようなことだったかと私は認識しております。

その一方で、確かに一部残地を利用して太陽光を行うといったようなことは、私の就任以降もゴルフ場は私に対して言ったことはございます。しかしながらこの議会におきましても、または皆様に提出させていただいている書類におきましても、昨年の就任以降、初めてゴルフ場

の代表が私のところに来たのが昨年の10月、そのときにはゴルフ場の継続の意志というものを明確に示しておりました。その一方でそれから1か月、約1か月後の11月に来たときに、初めてカナディアン・ソーラーの人間も同席し、しかもこのところは最初のアポイントメントは、ゴルフ場の代表だけのアポイントで取ってきまして、いわゆる私のちょっと言い方は悪いかもしれませんが、アポなしで勝手に連れてきたといった印象でございました。そのときに初めてゴルフ場をやめると、そして全面的に太陽光にすると。ですから少なくとも私の解釈としましては、この時点までは少なくとも私の就任以降は、このときまでは町もあくまで残地を利用したの太陽光との認識で協力したといったような事実はあるかと思います。あります。しかしながら、全面的に使うといったようなことは聞いてないといったようなことで解釈を、今、しているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今回の質問に当たっては、恐らく答えられる部分、答えられない部分というのがあるんだろうと思ってきました。提訴もしておりますので、あとは司法の判断に委ねるしかないのかなとは思うんですけれども、結果的にゴルフ場を続けるということを我々も町も信じてきたわけですから、その理由について今回のこういった状況になった理由について、先ほど申し上げたそのいわゆる抗議文ですよね。あの中に県とそれから加美町から税金の滞納について差押えをされた。差押えの通知が来たということで、そのことがきっかけでこういうことになったんだという主張もしているようですが、私はこれは滞納するほうが悪いのであって、これがきっかけで今の状況になっているという相手方の主張というのは成り立たないと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 議員と同感でございます。私も実は武本氏から直接その言葉は、私1人じゃないときで職員も同席していたときでございましたけれども、言われました。正直驚きました。滞納するというようなことが悪いのではなくて、差押えを行ったがためにゴルフ場の経営を、いわゆるこういうことだと思うんですけれども、そちらの税金を支払うために使ってしまった、だからゴルフ場の適切な運営ができなくなって、今のこういう状況になったんだといったような論理だったかと思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） めちゃくちゃだなと私も思うんですけれども、しっかり主張すべきは主張して、何とかこの事業を議会は全会一致で反対決議をしたわけですから、町民の意思を尊

重した議会がそういった決議をしたわけですから、この事業についてはよい方向に進むように、これからの裁判についても見守っていききたいと思います。

最後の４点目についてですけれども、昨年８月に日本風力エネルギーに対し、賃貸証明書を発行した経緯、また他の事業者に対する賃貸証明書も発行したのか、伺います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

昨年８月に賃貸証明書の発行依頼が加美町長宛てに来ました。８月の６日でしたので、加美町長選の投開票の後だったんですが、前町長の任期ということでございましたので、副町長も不在というような中で、前町長に相談をして事務手続を行ったと認識しております。それから日本風力エネルギー以外は賃貸証明書の発行は現在していないというような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） その昨年の８月時点で、日本風力エネルギーが更新してほしいということで来たと思うんですが、その前段、前のその賃貸証明の期限というのはいつまでだったのか。また、今回発行した賃貸証明書の土地の範囲についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

前回の認定は2021年の３月11日ということで、その2019年の３月31日から2021年の３月31日ということの３年間ということで発行しております。土地の範囲は、加美町の宮崎北22の１ほか18筆というようなことでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） ちょっと違うと思うんですけれども、2021年の３月とさっき言いましたよね。その前の賃貸証明書の期限。2021年の３月に１回更新しているんでしょう。それがだからいつまでだったのか。そしてその期限が去年ですから2023年の８月に切れる前にしたということなんですか。だから2021年に発行したものはいつまでが期限だったのかということです。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 経済産業省が日本風力に認定したその証明の月日ということでよろしいんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町で町有地を貸した日付ですよ。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） ちょっと、その件確認します。次の質問をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 土地の範囲については、計画地全般ということですよ。昨年、今年か。石山町長は、はっきりとその町有地はもう貸出ししないと、さらに撤退するための貸出しはするよということで、町長は表明しています。この賃貸証明書は、事業者がFIT法に基づいて固定買取価格を維持するためのものであって、そして町は賃貸義務を負うものではないとするものであります。町長は先ほど申し上げましたように、町有地は貸出ししないと表明しているんで、この手続上、証明書は発行せざるを得ないんだということであれば、対応できないと思うんですが、もうこの賃貸証明書を今後発行しませんよ、もう更新しませんということはどうなんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 昨日も風力のお話いただいた、質問としていただいておりますけれども、私の姿勢としましては一貫させていただいております。現在事業計画が進んでいる2つの事業者さんに関しましては、これ以上私が就任以降は、例えば撤収のための風況観測の継続ということはサインしました。それはあくまで撤収といったようなこと。また、事業の計画に関わる遂行、本格的な計画ということを遂行するためのものに対しては今後同様の貸出しは行わないと、国有林の解除には同意しないといったような姿勢を貫いていきたいというのが基本姿勢でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 総務課長、後で分かったらいいので教えてください。本日の質問、そして答弁の中では、なかなかこのゴルフ場の問題も真相を解明することはできない。隠蔽体質を改善するためにも、町長にお願いがあります。やはり当時の担当職員から当時の詳細について聞き取り調査をするようにお願いいたします。

今般のゴルフ場を含む再生可能エネルギーの問題は、町がソーラーパネルや風車に埋め尽くされ、一大再エネの産地として未来に負の遺産を残すことになります。一昨日、政策アドバイザーとして就任された久保 博氏の言葉を借りれば、地方の限りない自然を生かした可能性を全て根こそぎ刈り取ってしまうものにほかなりません。自然豊かな加美町を後世に残し、新たな地方の可能性について、町民、議会、そして町が一丸となって、再生ではない人の力を最大限発揮したヒューマンエネルギーでまちづくりに取り組むべきと私は考えますが、町長の見解

を最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今回の太陽光、またはやくらいゴルフ場のことに关しまして、議員のご意見、しっかり受け止めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長に申し上げますけれども、ただいまの賃貸関係の報告、今議会中に報告するようにお願いいたします。

以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告11番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） これから一般質問を行います。9月定例議会一般質問最後となりました。気合いを入れて質問をいたしたいと思います。

私は、激甚化する自然災害への防災・減災の取組についてということで、質問をいたします。

日本の国土は、山や川、海などの豊かな自然を持っており、日常生活において様々な恵みを享受しています。一方で、地形、地質、気象などの特性から地震や津波、豪雨、土砂災害などの災害をもたらす厳しい自然条件にあります。

近年では、東北宮城県に關する災害として、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨、令和元年の台風19号、令和4年の豪雨、今年の7月には山形県、秋田県の豪雨、8月の岩手県の台風5号など、大きな災害が立て続けに発生している状況にあります。

そうしたことから、自治体においては平時から住民の安全・安心を守り抜き、激甚化する自然災害を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災の取組を進めることが必要と思い、以下の点について伺います。

①災害対応体制の実効性の確保について。

②情報の収集・発信と広報の円滑化について。

③避難対策について。

④避難所における生活環境の確保について。

⑤住民との共助について。

以上、伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 米木議員からは、激甚化する自然災害への防災・減災の取組についてと
いったことで、ご質問をいただきました。

冒頭、余談になるかもしれませんが、7月25日だったかと記憶しておりますが、豪雨、または台風5号が岩手県に上陸する、または先般の迷走台風、台風10号だったかと記憶しておりますが、といったように、これまでの自然気象と大きく変動してきているといったようなこと、これは言えるかと思っております。

この前、先般国交省の方とお話をさせていただいたときに、これまで国交省の構えとしましては、台風被害等が多いのは西日本であるということで、西日本のほうにはその防災的な、いわゆる河川の修復であったりとか、堤防のかさ上げとか、そういったことを十分されてきたということなんでございますけれども、東日本、特に東北の方は災害が少なかったということで手薄であるといったことで、今後東北を中心に力を入れていかなければいけないんだと言ってお話をされていたことがございましたので、ちょっと情報として提供させていただきました。

それでは順次質問に答えさせていただきたいと思います。

まず1つ目の災害対応体制の実効性の確保についてお答えさせていただきます。

災害が発生した場合や、そのおそれがある場合には、被害の軽減や迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害対策本部等の設置、職員の動員、情報収集、避難誘導、的確な指示等の初動期における災害時職員初動活動マニュアルに沿って対応しております。

職員の配備体制については、警戒配備のゼロ号配備、特別警戒配備の警戒本部1号配備、非常配備の2号配備、大規模災害が発生した場合やそのおそれがある場合には、災害対策本部3号配備を設置するとともに、総務部、福祉部、環境安全部、建設部、経済部、水道部、教育部、それぞれの役割により、災害対応の実効性を確保しております。

今年8月に発生した台風5号接近に伴う職員等配備体制は、加美警察署や加美消防署、加美町消防団も参画した災害対策本部3号配備を設置し、広報、巡回、情報収集、避難所開設等、関係各所が協力し、災害対応に当たっております。

2つ目の情報収集・発信と広報の円滑化についてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合の情報収集につきましては、担当する班ごとに人的被害、住家被害、非住家被害、公共施設被害、木造構造物被害、ライフライン被害、その他被害についての情報を収集いたします。また、住民に対しては誤った情報が拡散しないよう、ライフライン、危険箇所や道路状況、避難所等必要な情報について、情報を発信いたします。大雨や台風等の風水害については、常に気象に関する情報を入手し、天候が危うい場合には仙台管区气象台と連絡を取り、今後の気象情報を確認し、災害対応を検討しております。8月の台風5号の際には、住民に対して台風接近の警戒を促すため、消防団による広報巡回実施と町広報車による広報を実施いたしました。また、行政区長に対しても避難所開設等の情報提供を行っております。

3つ目の避難対策についてお答えいたします。

災害時の避難対策の1つとしては、災害発生のおそれがある場合に、避難行動に時間を要する高齢者等に呼びかける高齢者等避難、警戒レベル3、災害発生のおそれが高く、人的被害等の危険性が高まっていると判断したときに避難を呼びかける避難指示、警戒レベル4、災害が発生し、または状況が切迫しているときに避難を命令する緊急安全確保、警戒レベル5の各情報を避難が必要な地域を示して発令しております。8月に発生した台風5号の際には、警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、消防団や町広報車による住民への呼びかけ、携帯電話等のエリアメール、行政区長への情報提供、町ホームページやテレビ、ラジオによる周知を行っております。

災害時の避難対策の2つ目としては、避難行動要支援者登録事業を実施しております。災害発生時に自力避難が困難な方、要支援者を台帳に登録し、その情報を行政区長や民生委員等と共有することで、災害時における迅速な安否確認、避難支援に役立てるものでございます。年度当初に台帳を作成し、年度途中の登録や取消しなどの変更については、2か月ごとに情報更新を行い、行政区長、民生委員が最新の状況を共有しております。また、保健福祉課各担当において、平時から対応しているケースに対し、個別に声がけ等も行い、より安全な避難ができるように努めております。

4つ目の避難所における生活環境の確保についてお答えいたします。

短期的な避難所を開設する場合には、プライベート空間と共有スペースを分けているため、共有スペースの衛生管理や感染予防対策等に配慮しております。また、トイレまでの距離やベッドの使用など個人の身体的状況に配慮した環境整備に対応しております。令和4年7月豪雨の際は、避難する期間が長期に及んだため、母子生活支援センターを2次避難所として活用いたしました。センターでは、網戸設置、または家電や生活用品搬入、入浴時間の設定や管理人

の配置をするとともに、高齢者世帯と働く世帯に合わせた部屋割りに配慮するなど、快適な生活環境の確保に努めております。今後につきましても、大規模災害の発生に備え、長期的な避難の対応について検討していきたいと考えております。

最後の質問でございますけれども、住民との共助についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害が発生した場合には、地域住民が協力して自分たちの身は自分たちで守るという共助と自助が非常に大事であると考えております。大規模災害が発生した場合、国や自治体、消防や警察などによる公助がすぐには行き届かなくなることが考えられます。これらを踏まえ、平常時における災害時の備えとして、総合防災訓練の実施や自主防災組織の防災訓練で、共助と自助の役割や対応等について再確認していただき、防災・減災の啓発に努めております。

今後につきましては、災害時に備え、防災・減災に努めてまいりますので、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでは項目に沿って質問をいたしたいと思います。

まず1点目の災害対応体制の実効性の確保についてでありますけれども、ただいま町長から災害が発生した場合やそのおそれがあるときには、災害時職員初動活動マニュアルに沿って対応するというものであります。そのマニュアル、令和6年度版という最新版でありますけれども、目を通させていただきました。いつ発生するか分からない災害に備えるために、災害発生時における各人員の行動や役割が明確で、微に入り細をうがう内容となっております。

しかし、マニュアルを適切に運用していくためには、常日頃から職員が内容を把握する、それから災害時に自分がどの役割なのか、その辺をしっかりと認識しておくという事前準備も非常に大切だと思います。そうしたことで、職員に対してのその周知や教育、あるいは研修、やっぱり行ってしっかりと浸透させていくということが必要だと思いますけれども、その辺の対応についてどのように考えておられるのか、質問いたします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 副町長でございます。

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。まず職員が自然災害であれば、当然台風とか少し前から予見できますので、私のほうから危機管理のほうにまず事前に必ず職員に現状をお知らせしてくださいと。これは職員のパソコン、それから各自登録している携帯のアド

レスのほうに、今、こういう状況ですよと。こういう状況というのも危機管理の勝手な判断ではなくて、気象庁の情報に基づいて、例えば火曜日水曜日にこういう宮城県のこの辺に台風何号が接近しそうですよと、大分勢力が強いですよというようなお知らせをするようにしております。さらに、週末であるとか長期連休のときには、その休みになる前に必ず職員に、全職員に通知できるような体制をとるということで行っております。平日であれば周りの雰囲気であるとか、そういうことで察知できるんですけれども、特に週末、それから長期休暇の場合は気をつけて配置するようにしております。

それからあと訓練等、それから今年度は実戦訓練にもなりましたけれども、台風に備えてお知らせする、それから実際の配備の中で訓練をするというようなことも兼ねて対応していたところでございます。

またあとマニュアルにつきましては、あるだけではどうしようもないので、いろいろな場でマニュアルのここに載っているからこういうことをやろうというのを気をつけて、これからも対応していこうと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、副町長から職員に対する周知、このようにやっているということの答弁をいただきました。職員の訓練もやっておられるということですが、図上訓練も含めて、年何回ぐらい定期的にそういう訓練が行われているのか、その円をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願いいたします。

今、副町長のほうから申し上げていただきました。一番は毎年行っております総合防災訓練でございます。そちらにおいて職員の招集の訓練であったり、あと災害対策本部の設置であったり、あとは避難所、こちら各避難所を開設する準備、または運営ということで、各職員のほうで対応しているということでございます。

4月初めにこちらから各部にその部の連絡体制について、人事異動もありますので、その都度計画を出していただいて、あとはマニュアルについてもそこで確認いただきたいということで、全職員に周知しているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。緊急時に的確に対応する能力というのは、私は日常業務の中ではほとんど身につかないと思います。そうしたことで緊急時を想定した訓練と、実践経

験による能力向上が私は不可欠であると思いますので、立派な計画やマニュアルをつくったとしても、実践できなければ何の役にも立たないわけでありますから、その辺を職員の方々も常日頃から危機意識を持って、マニュアルに目を通すなり、やっぱりそういった意識も持ってもらうような、そうした働きかけもぜひしていただければと思います。

それからそれに関連して、昨今頻繁に災害が発生しております。自治体においては防災危機管理は重要政策の1つになっています。本町では現在、危機管理室があつて、総務課の下でその任を担っておりますけれども、危機管理体制の充実、あるいは強化を図るためには、課に昇格をさせて、やっぱり課として機能できるようなそうした体制を私は取るべきだと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 議員、これもおっしゃるとおりなんですけれども、今回自然災害ということなんですけれども、もう少し幅を広げさせていただくと、全てがというか危機というのは非常に多いものでして、例えば自然災害だけではなくて、国民保護の例えばミサイルが飛んできたであるとか、それから道路上で大規模な衝突事故が起きてしまったであるとか、あと最近でいうと感染症であるとか、家畜にまでその感染、家畜感染症とかというようなことが増えてきて、我々が役場として対応すべき危機というのは非常に広がっております。こういうことも含めて、各課、各担当にいろいろな権限、役場の組織を超えて指示、命令するような組織というのは必要だと考えております。これから来年度に向けての組織体制等々、人員の配置であるとか検討する中で、そのこともひとつ併せて検討させていただきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 人的資源の確保の問題もあろうかと思います。庁内の合意形成を得て、ぜひ課に昇格してもらつような、そうした組織体制にさせていただきたいと思います。

それで例えば、前にはたしか危機管理室に危機管理監、大崎広域消防のOBの方々がおられました。今はそういった危機管理監がいないわけなんですけれども、やっぱりそうした危機管理監を置いて、しっかりとした体制をつくることも1つなのかなと思いますし、さらにはもしそういった人材がいなければ、大崎広域消防と人事交流をするとか、人事交流してあと加美町の職員を大崎広域に派遣して危機管理を学んでもらつて、そういう人材を育てていくとか、そういったことも考えられると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 災害対策の危機管理の専門監、危機管理監というのは、我々事務屋が

持っていない経験、知識を持っておりますので、非常に重要だと考えております。今、ご提案ありました消防の職員であるとか、あとは例えば考えられるのは自衛隊を退職した職員であるとか、いろいろな災害の分野にいろいろな情報を持っていたり知識を持っている、あとは有事の際にいろいろなところとつながっている人脈を持っているような方もいろいろいると思いますので、そこも併せて今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 次に、情報の収集・発信についてでありますけれども、やっぱり様々な機関、例えば仙台の管区气象台とか県とか様々な機関と連絡を十分にとるということは、非常に大事なことだと思っておりますけれども、常日頃から河川管理者や气象台の職員と職員がやり取りをして意見を言い合えるような、そういった信頼関係を築いておくということも、私は必要だと思っておりますけれども、そういった人材も育成していく必要があるんだろうと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） おっしゃるとおりで、冒頭申し上げましたが、我々役場の職員だけでは本当に専門的な情報というのはどうしても分からないといって確かだと思います。それで現在は危機管理のほうに气象台は何て言っているんだとか、電話して聞いてくれと言うようなことも、私申し上げておりますし、それからあとは県であるとか、ほかの市町村との状況はどうなっているんだ、どういう対応をしているんだという情報もいろいろ聞くようにはしております。それから仙台管区气象台であるとか、県の大崎の北部土木事務所長さんと町長等がきちんともうホットラインを形成しておりますので、いざというときにはきちんと適切な情報なりが来るようには行っております。なお議員おっしゃったように、いろいろそういう情報をうまく統制するような人材についても、今後いろいろ育成していく必要があると強く感じております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでそのマニュアルにもありますけれども、情報収集については情報収集班がちゃんと編成されて対応されるということですが、その収集はいいんですけれども、その情報をやっぱり分析をする、そういった専門的な知識を持った職員の配置も私は必要だと思っておりますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 現状を申し上げますと、いろいろ詳しい情報をもらうんですけれども、いざこの加美町の我々が頭を並べたとしても、一体この後台風どう来るんだろうなという専門

的な分析というのが非常に難しいかと考えております。地震とかがどんと来て、ばたばたとやることはやるんだというようなこととは違って、どういう台風が来るんだ、どういう風が来るんだ、どういう大雨、何が来るんだというのは、やっぱり正しく分析するという、それで加美町にどういう被害が起きてどういう対応を取らなくちゃいけないかというのは、やっぱり予測しながらやらなければ、これからの災害に対応は非常に難しいと思います。大変なもしその分析をする専門の職員というのも、どういう方がいいのか、その職員を教育してそういう対応ができるのかということも併せて考えていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 了解しました。やっぱり職員を養成していく、育てていくということの視点というのは非常に大事だなと思いますので、その辺をやっぱり心得て、心してこれからの災害対策、対応に当たってほしいなと思います。

それから、次に3番目、避難対策についてであります。答弁にもありましたけれども、避難行動要支援者の方、登録されている方おられると思いますけれども、そういった方々は地域でやっぱり掌握をして、いざという場合は助け合いの中でそういった人たちのいろいろな支援を行っていくということが基本だろうと思いますけれども、今、加美町でそういう登録者数、何人おられるのか。それから要支援者数と登録者の割合はどうなっているのか。登録される人は本人承諾が前提だということでもありますけれども、その辺の人数についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

令和6年3月末ということでご報告したいと思います。高齢者一人世帯、あと二人暮らしの世帯、また要介護者3以上の方、あとは身体障害者の方ということで、合計しますと2,905人ほどが対象者という形になります。そのうち台帳に登録されている方が772名ということで、率にしますと27%ほどという状況でございます。また、この台帳につきましては、行政区長さん、あと民生委員さん、役場関係ですと危機管理室、各福祉センターでも情報を共有させていただいておりまして、年度内における異動、当然人の異動がございます。その際には随時2か月ぐらいをめぐりに異動者の更新を行っておりまして、台帳の変更をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、対象者が2,905人に対して登録者が772名、登録者が27%ということ

でありますけれども、対象者に対して幾ら本人の承認が必要だということであっても、27%の登録ということで、この数字はどうしてなのかなと思います。それで登録されない方については、こういったことを知らないのか、あるいは知っていて登録はしないという方が多いのか、その辺の調査というか、意向というのは把握されているのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました件につきましては、まずはこういった制度があることを周知を徹底したいと思っております、町長からもこういった対象の方々に対しての周知を十分にするようにということで、広報紙等でも周知をしているところでございます。また、令和4年の9月に一斉更新ということで、民生委員さん、行政区長さんの協力を得まして、さらなるこういう制度が適用になるけれども、まだ知らないんだという方も中にはいらっしゃったということでございましたので、そういった方々も含めて一斉更新をさせていただいたということでございます。また、各団体、会合等でもこういった制度があるということを周知をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ぜひ制度の周知をしていただいて、より多くの方々に登録していただいて、その方がいざというときにちゃんと支援が受けられるような、そうした体制づくりもしてほしいなと思います。

それからお伺いしますけれども、水防法における要配慮者利用施設がありますけれども、本町では幾つのそういった施設があるのか、お尋ねします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ただいまいただいたご質問なんですけれども、水防法の法律で定められている要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等というのがございます。町内のその施設の方々については、その計画書を作成して、自治体に提出しなければならないとなっております。その水防法に定められている要配慮者利用の施設の利用につきましては、保育所、幼稚園、学校につきましては8施設、あと福祉関係施設につきましては16施設ということで、24施設ございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 全部で24施設あるということですがけれども、今、答弁のとおり、施設では水防法の第15条第5項によって避難確保計画を作成することが義務化されました。また、施設の避難訓練の実施状況、実施もこれも義務化されておりますけれども、その辺町に対してしっかりと届出があるのか、全ての施設から。その辺の状況についてお尋ねします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

こちらはその施設の義務となっておりまして、例えば加美町で福祉の事業所を開くといった場合には、その計画を作成して提出しなければならないとなっております。その開設したという情報については、福祉課のほうからこちらに情報はいただいております。ただ、計画が上がってこない場合には、こちらからご連絡をして計画書を出してくださいということでお願いして、その計画書は出していただいております。あと年1回の訓練についても、実施報告ということで、こちらにご提出いただいているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 24施設全てからそういう計画書が提出されているというものの理解でよろしいかどうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

1年のうちの期間もありますので、上がってこない場合にはこちらからご連絡をして、提出をしてくださいということでお話し申し上げて、出していただいております。いるところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 施設であと避難訓練をやられていると思いますけれども、その際、町に対して様々な指導とか、そういった要請というのはあるんでしょうかね。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

町に対してはございませんけれども、施設で直接消防署とか警察署にお願いして、来ていただいているということもございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。

次に行きます。避難所における生活環境の確保についてということでありますけれども、8月の台風5号の際に、各地域で避難所を開設しました。私、中新田地区の公民館と福祉センターに行って、どういった状況なのか見てきました。中新田公民館ではホールの中に個別のテントがありました。プライベートが確保されるということで、非常に避難者からは歓迎されるような、そういったテントであるとは思いますが、今現在、加美町でそうしたテントというのはどのくらい確保されているのか、その辺伺います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

今、議員さんがおっしゃったテントということでございますけれども、先ほど福祉課の課長からもありましたけれども、プライベートのスペースということもございまして、パーティション、簡易に作れるようなパーティションを配備させていただいております。各避難所に24枚とかあとは12枚ということで配備させていただいております。ただ、その避難する場所の選定にもよりまして、それは例えば補助避難所に避難する場合、これは指定避難所から持って行って使っているという状況でございます。ただ、これはもっとこれからも増やしていかなきゃいけないなということで考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 数的にはもう少しあってもいいのかなと思いますけれども、その辺も予算の絡みでやっぱり逐次増やしていただければと思います。

それから実際災害が起きたとき、直近では能登半島地震もありました。そうしたときに、災害現場でポータブル電源というのが非常に重要性を増しているということでもあります。災害時には電気の供給が止まることで、多くの問題が発生しています。スマホの充電ができない、あるいは電子レンジや冷蔵庫が使えない、照明が使えないなど、日常生活に大きな支障を来します。こうした状況で、ポータブル電源は非常に重要な役割を果たしているということでもありますけれども、その辺この災害マニュアルの中では、発電機はありますが、ポータブル電源の備品がないようでもありますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

現在配備しておりますのは、発電機ということでございますけれども、この発電機につきましては、東日本大震災以降にどういうものが必要ですかという要望がございまして、その中に発電機がございまして、現在発電機は配備させていただいております。

議員さんおっしゃったポータブル電源なんですけれども、ふだん充電しておいて、災害があった場合は電気を使えるというものでございますけれども、今現在その災害時の停電対策については、発電機、あとは今年度電気の軽自動車2台購入すると。その電気自動車は電源が使えるものだということでございまして、そちらを配備する計画でございます。あとポータブル電源につきましては、平時においてはそのまま置いておくと、劣化したりちょっと使えなくなる状況も何かあるみたいでございまして、これはちょっといろいろ調べてみないと、何とも言えない状況でございますけれども、こちらにもいろいろな商品があるようでございますので、これも調査していければと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ポータブル電源のメリット、デメリットもあると思いますけれども、避難所でスマホの充電需要というのは非常に高いということが、もう証明されております。そうしたことで、多くの方が安心して充電できるような、そうした機器がポータブル電源ということでもありますので、その辺も導入するとか、確保するというのも視野に入れて検討していただければと思います。

それから通信手段の確保と復旧作業の活用ということで、通信の確保になるわけですが、衛星ブロードバンドスターリンクというのがありまして、ポータブル電源と組み合わせることで、通信が途絶えた地域、例えば山間部でもインターネットが使えるようになるというような、そうしたスターリンクがあるということでもありますけれども、そのことについては承知でしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

情報としては大崎消防のほうからスターリンクについては情報はいただいた経緯はあるんですけれども、このスターリンクについては衛星を利用したもので、アンテナを設置して、今、議員さんおっしゃられたインターネットが整備されないところでも、山間部とか海上とか、そういったところで使えるようになるといったものでございますけれども、こちらにも能登半島地

震の際には被災地で電話会社が無料で貸出ししておったという実績もあるようでございます。
ただ、これもメリット、デメリットあるようでございまして、インターネットは使えるようになるけれども、スマートフォンは使えないと、今現在。というような状況のようでございます。
その設置費用とか、あとは毎月の通信料、これ家庭用とかあと事業用、いろいろございます。
そちらも様々でございまして、こちららも調査していかないと駄目だということで、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 設置費用もさほど高くないようであります。それから月額利用料もさほどでないと、大体月6,600円ぐらいとなっているようでありますけれども、その辺も調査研究されて、検討していただければと思います。

それで1点ちょっとすみません、前に戻りますけれども、大事なことをちょっと失念しておりました。避難所についてちょっとすみません、戻りますけれども、中新田地区でありますけれども、水害時の避難所がありません。この防災マップ、ハザードマップ、これ非常に保存版ということで、微に入り細に入り非常に丁寧に記載されております。中新田地区、これによりますと、もし万が一洪水に遭った際には0.5メートルから3メートルの浸水ということが想定されております。しかしながら、旧中新田地区にはその洪水の際の避難所がありません。

前にもこのことについて質問させていただきました。その際には、広原地区とか宮崎、小野田地区に避難してくださいということでありますけれども、先ほどもお話ししました身体の不自由な方とか高齢者の方々とか、そういった方々は、あるいは車のない方は到底広原とか小野田、宮崎には避難できないわけです。

そうしたことで、人口の一番多い旧中新田地区に洪水の際の避難先がないというのは、非常にこれは問題があると思います。ですから中新田公民館を新しく新築する際には、やっぱりそうした視点、防災の視点を持った公民館を建ててほしいとお願いをしましたけれども、残念ながらそのことが実現せず、平屋建ての公民館ということになりました。今、高いところですよ雇用促進とか中新田中学校2階建てもありますけれども、3メートルぐらいの浸水であれば何とか2階でぎりぎり、中新田中学校だと2階でぎりぎりかなと思いますが、その辺も併せてやっぱり避難する場所の確保ということ、これは最重要課題だと思いますよ。その辺はどう考えておられるのか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ご指摘ありがとうございます。前の質問でも同じような質問をいただいて、水害が発生する前に避難指示を出させていただいて、広原地区であったり小野田地区、宮崎地区に避難していただくよう促すというお話で回答させていただいておりますけれども、やはりそれだけではなくて、今、言ったように中学校、小学校、体育館のみならず校舎も避難所として開設しなければいけない場面も想定されると思っております。ただ、これは教育委員会とちょっと調整を図っていかなきゃいけないと思っています。また、玉川電器さんと災害時の協定を結ばせていただいて、避難所というところでもご提供いただけるとなっておりますけれども、そのような協力していただける事業所さんとか開拓していかなきゃいけないのかなと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 私は一番心配しているのは、旧中新田地区の住民の方々、いざ洪水になったときに、どこに逃げたらいいのかと、どこに避難したらいいのかというのが分からないという方がほとんどだと思いますよ。どういった行動を取ったらいいのか分からない人たちがほとんどだと思います。そうしたことで垂直避難ということもありますけれども、そういったことのやっぱり訓練も含めた周知を私は重要課題としてやっていく必要があるだろうと思いますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

議員さんおっしゃったとおり、今後検討、調査して住民の方々に周知していけるよう努めていきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） そのことは早急にやっていただきたいと思います。

それでは次に、住民との共助についてで質問いたします。被害の軽減、予防、応急行動において、自助、共助が極めて大きな役割を果たすことから、自主防災組織の育成は欠かせないものであると思います。本町では全ての行政区に自主防災組織が結成されております。しかし一方で、なかなかリーダー等の人材育成が進んでいないと。リーダーがいらないということも問題になっております。そうしたことで、リーダー養成ということで宮城県の防災指導員の認定制度がございます。私もこの指導員の認定を受けておりますし、議員では木村議員も指導員の認

定を受けている方でありますけれども、恐らく加美町にはその指導員の認定を受けている方がたくさんおられると思いますけれども、その方々がそれぞれの地区で果たして活動されているのかどうか。その辺がちょっと私は疑問に思っていますし、やっぱりリーダーとしていろいろ活躍してもらおうということが私は大事だと思いますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

防災指導員の方々についてでございますけれども、宮城県の防災指導員の資格取得養成講習会というのが隔年ごとに実施をされております。加美町、これ加美郡ということで加美町、色麻、これどちらかで開催すると隔年ごとになっておりまして、各行政区の区長さん方にそのご案内を差し上げて、その防災指導員の養成講習会に参加いただいております。

令和5年度については21名の方にご参加いただいております。あとこれも隔年ごとにとった方々のフォローアップということで、研修会も実施してございます。今後も防災指導員を取っていただくように促していくとともに、あとは防災訓練の際に各行政区から計画書をご提出していただいておりますけれども、それを見ますと行政区のほうでその防災指導員さん、活躍している行政区もございます。また、区長会が開催された折には、またその防災指導員さんをご活用いただきたいということで、促していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） その防災指導員ですけれども、かなりの方が恐らく認定されていると思いますけれども、そういった方々、やっぱり1年に1回か2回連絡協議会をつくって、そういった方々がスキルアップするような、そうした研修の場があってもいいのではないかなと思います。前にもこれご指摘させていただきましたけれども、防災指導員の方々のやっぱり協議会を立ち上げて、その人たちにリーダーになっていただくというようなことで、協議会立ち上げ、いかがでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ご提案ありがとうございます。議員さんからは前にもお話しされておりましたけれども、その防災指導員の方々については地域で活躍をしていただく、その地域のリーダーということで

ございまして、現在活躍していただいております。ちょっとこちらで懸念しておるのは、新たな組織を立ち上げるといった場合に、負担を感じる方も中にはおられるということがちょっと気にかけてございまして、こちらもちっと慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 慎重にということですがけれども、やっぱり私も含めて指導員に認定はされましたけれども、もう忘れてるんですよ。やっぱり2年前にまた再度受けましたけれども忘れてますし、そうした方々が多いと思うんです。ですからやっぱり勉強するための研修するためのそういう組織を立ち上げて、常にそういった地域のリーダーになれるような資質を持った人材を育てる、そのことが町にとっても共助につながってくるんじゃないかなと思いますので、慎重にということではなくて、やっぱり立ち上げてほしいなと強く希望しますけれども、町長、どうでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ちょっと実情を、その指導員の方々がどのくらいいるのか、またどういう地区に分布しているかということ、まずちょっと調査させていただいて、先ほどせっかく取っていただいている指導ですから、例えば協議会の一つ準備会として、例えば研修会とか勉強会とか、そういうことから始めていくということもできるかと思いますので、考えさせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それからもう一つ自主防災組織、全ての区で結成されている、組織されているということですがけれども、やっぱりその連携というか、各防災組織間の連携ということも非常に大事だと思うんですね。自分の区だけ行政区だけということにはならないと思うんですよ、いざという場合。やっぱり隣の地区と接している、境にいる人などは知らないということにはならないと思うの、おらほの区でないからということにはならないので、やっぱり各その自主防災組織間の連携ということも私は非常に大事だなと思っているので、区長さん方の協力を得ないとなかなか難しいと思いますけれども、その辺の連携についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

大規模災害の際には、やはり協力していかないといけないという場面が出てくると思います。ただ、それを何を協力するのかということの内容もあると思いますので、そちらは区長会の例えば役員会であったり、そういったときに伺って、ちょっとご意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） あと最後になりますけれども、いろいろな避難訓練とか防災訓練とかありますけれども、私は昨今の風水害を考えた場合には、今ではどちらかといえば訓練は震災対策が主だったと思うんですね。ですから水害対策に洪水対策に特化したやっぱり訓練も、避難訓練も私はやっておく必要があるんだろうと思いますし、さらにはいつ起こるか分かりません。例えばこれはなかなか極端で実現するのは難しいと思いますけれども、夜の訓練とか寒い時期の訓練とか、そういったこともやっぱりすることも私は必要ではないかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 副町長でございます。

様々な条件下で訓練すべきであろうというご質問でございました。おっしゃるとおりでございまして、雨の中でも地震来ますし、冬でも来ますし真夏でも来るといような、いろいろな災害がいつ何どき来るか分からないということでございますので、役場の職員だけで訓練しても仕方ございませんので、町民の皆さん巻き込むような訓練となると、いろいろな時間の制約であるとか条件とか、暑さ、寒さなども関係してくると思いますので、どういう条件で訓練、図上訓練もあるんでしょうけれども、図上訓練なり実際の実動訓練なり、どういう条件でできるのかというのをちょっと考えてみたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 最後に自治体の危機管理ということで、4つの識、認識の識ですね。4つの識があると言われてます。危機に対する意識を持ち、認識を新たにし、知識を集め、組織を固めることに尽きると、これが自治体の危機管理だと言われてます。それから共助の体制がどこまでできているのか。それも非常に重要なことでありますので、それらを頭に入れていただいて、町民の生命と財産を守るような町政をぜひ展開してほしいと思いますけれども、最後に町長からお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。まさに冒頭お話しさせていただきましたが、非常に気候状況、気候変動も大きい昨今でございますので、いざ何がどこでどういうふうにかかるかということは予断許さず、しっかりとした防災体制というのを構築、これは行政の1つの要諦かと思っておりますので、その辺しっかり行っていきたいと思います。ありがとうございます。（「終わります、ありがとうございました」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○議長（早坂忠幸君） ここで総務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂忠幸君） 総務課長です。

先ほどの一般質問の際に味上議員から再質問ございました賃貸証明書の期限についてでございます。前回町のほうで賃貸証明書を発行したものにしましては、令和2年12月16日に証明書を発行しております。このときには、日本風力エネルギー株式会社とグリーンパワーインベストメント株式会社の2事業者に賃貸証明書を発行しております。その賃貸証明書には、期間は町のほうでは定めておりません。

期限ということでございますが、この事業者が経済産業省に再生可能エネルギー発電計画の認定の申請を行うといったことをした際に、経済産業省の審査の後に認定がされるという流れになってございまして、その経済産業省の認定日が2021年の3月11日ということでございます。この認定日の通知の備考欄に認定日2021年3月11日の翌日から起算して3年後の日、2024年3月11日まで更新する場合は関係書類を添付することとされております。経済産業省の再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づいた手続になっておりまして、認定日の翌日から起算して3年後に更新をします。いわゆる3年ルールというものが言われていることでございます。日本風力エネルギー株式会社では、令和2年12月16日に町が発行した賃貸証明書を添

付して、経済産業省に申請を行っておりまして、令和3年3月11日に認定をされております。次の更新期限となりますと、令和6年の3月11日ということでございます。対象となる面積、土地ということで、私のほうで加美町宮崎北22の1ほか18筆と申し上げましたけれども、全部で31筆になりますので、こちらのほうは訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 質問時間3分ほど残っておりましたので、ちょっと質問させていただきます。つまりその経済産業省の期限である3年ルールということで、今年の3月まで要は時間はあったわけですね。にもかかわらず昨年8月町長選が終わって、任期が残っているとはいえ、風力発電に反対を表明した石山町長が当選したということで、来年、次の年、要は今年の3月に備えて、前町長の任期があるうちに更新を急いだということになるのではないかと思います。この辺いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂忠幸君） 総務課長でございます。

前回の申請から経済産業省に12月に申請をしまして業者のほうで、認定されたのが3月ということで、審査に要する期間が3か月ほど前回要しているというようなことがあったようでございます。そういった審査の時間がかかるということで、議員さんおっしゃるようにまだまだ時間はあったんじゃないかということなんですけれども、業者のほうでは令和5年の8月に町に対して賃貸証明書を提出されまして、発行依頼があったものでございまして、町としましては行政手続条例などがありまして、申請に対する審査、応答としては行政庁として申請が事務所に到達したときには遅滞なく審査を開始しなければいけないという規定もございまして、起案文書を作成して賃貸証明書を発行したというようなものでございますので、ご理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 期間がかかるということの答弁でありましたが、それにしても逆算しても余裕としては4か月以上あるわけですね。12月に申請をして3月。それで今回昨年の8月に申請しているわけですから、要は次の新しい町長にその判断を委ねるということで本当はすべきだったと思います。この点について町長、どのように思われるか。

それからもう1点、グリーンパワーには同じような措置は取っていないということでよろし

いですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂忠幸君） まずグリーンパワーについての関係について説明をさせていただきます。グリーンパワーインベストメント株式会社につきましては、国有林とか広大な面積を有している場所を計画地としている関係で、町のほうに先ほど申し上げたとおり更新の時には手続は申請されてございません。それで更新しているかということはこちらでは確認はしていないんですが、そういった手続で国有林とのやり取りとか、国同士なので国の再生可能エネルギーという部分での取組については国のほうで理解があるというようなこともあって、そういった手続があるのかもしれませんが、町のほうには申請は出されていない、色麻のほうも同じようなことで、八森山の関係ではあったんですけども、色麻のほうも出されていないというような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 味上議員の質問にお答えさせていただきます。

私の現在の立場、加美町町長として行政的な手続を速やかに職員が当時も含めましてやっていたということに関する何ら瑕疵はなかったと思います。一方で私も政治家ではございますので、今後この先ほども様々な企業がこの町に入ってくる上で、最終的に大切なのは信頼関係なのかなと思っている中において、やはりそれほど信頼関係が向上するような出来事かとは全く思えないのかなというのが私の政治的な考えです。

以上です。

日程第3 議案第57号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、議案第57号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第57号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和7年4月1日に加美町立認定こども園おのだひがし園と認定こども園おのだにし園を統合し、現在のおのだひがし園の位置に新しい園を開園するため、条例の一部を改正するものです。両園の統合につきましては、加美町立認定こども園設置条例再編の基本方針に基づき、加美町立小野田地区認定こども園、小学校統合検討委員会において、統合の時期、こ

ども園の位置、その他再編に必要な事項の検討を行い、令和6年2月20日に統合検討委員会から、おのだひがし園とおのだにし園を令和7年4月1日に統合し、当分の間はひがし園の幼稚園舎と保育園舎を利用することで答申書が提出されております。教育委員会と総合教育会議においては、統合の時期、こども園の位置について答申書に沿って進めることで検討されております。また、小野田地区統合準備委員会では、新しい園の名称を検討し、名称はおのだ園とすることで統合準備委員会の総意として承認され、教育委員会と総合教育会議に報告し、承認されておりますので、今回加美町立認定こども園設置条例の一部を改正するものです。

なお、議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号加美町立認定こども園設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、議案第58号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第58号加美町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号加美町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修繕工事）

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第59号工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修繕工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第59号工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修繕工事）ご説明申し上げます。

本案件は、伊保滝橋ほか1橋修繕工事として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、伊保滝橋、源城橋の2橋について修繕工事を行うものであります。工事内容については、塗装塗替や舗装打替え、伸縮継手の修繕等を行うもので、工期は令和7年3月31日までとするものでございます。

15社を指名して、8月22日に指名競争入札を行った結果、東北化工建設株式会社が1億1,380万円で落札しましたので、同社代表取締役須藤 進と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第2号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案資料として、入札に関する資料及び平面図等を添付しておりますので、ご参照願

います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修繕工事）
の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号工事請負契約の締結について（令和6年度伊保滝橋ほか1橋修繕工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第60号町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第60号町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本案件は、平成7年から25年度に実施された県営圃場整備事業の宮崎北部地区において、換地処分及び県有土地改良財産の譲渡が終了したことから、圃場整備地区内で廃止となった1路線、総延長606メートルと新設認定する3路線、総延長2,255メートルの認定について、議会の議決を求めるもので、これにより町道の路線数は2路線が増加し、954路線、総延長74万2,855メートルとなるものであります。

なお、議案資料として町道路線の認定及び廃止についての資料を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号町道路線の認定及び廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号町道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 令和6年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第61号令和6年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第61号令和6年度加美町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億7,415万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億5,161万2,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

主な内容につきましては、国の新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置に基づく物価高騰対応重点支援給付金を追加するほか、台湾都市との交流を目的とした訪問経費や7月25日の大雨に関する災害復旧工事、公共施設の修繕工事などに関連する予算を追加するものでございます。

歳入の主なものについては、地方交付税として、普通交付税6,356万3,000円減、国庫支出金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,761万円増、子ども・子育て支援事業交付金378万4,000円増、繰入金として社会福祉基金繰入金240万円増、教育施設等整備基金繰入金1,000万円増、繰越金として1億7,181万8,000円増、町債として臨時財政対策債410万円減、災害復旧債1,670万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費では定額減税補足給付金161万円増、物価高騰対応重点支援給付金1,600万円増、民生費では加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金702万1,000円減、子ども・子育て支援事業補助金1,135万2,000円増、商工費では台湾訪問関連事業費98万4,000円増、土木費では町営住宅修繕工事427万9,000円増、消防費では利用自粛牧草農地還元作業委

託料956万2,000円増、教育費では若鮎給付型奨学金基金積立金100万円増、おのだひがし園施設改修工事1,086万4,000円増、災害復旧費では農道等災害復旧工事1,580万円増、林道等災害復旧工事292万8,000円増、町道等災害復旧工事500万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 4点お伺いします。まず5ページの債務負担行為補正の中の下段の項目であります。加美町留学生支援事業の内容。

それから9ページ、地方交付税630万円、ここは減額計上されておりますけれども、この理由をお伺いします。

3点目、16ページから17ページの物価高騰対応重点支援給付金、2か件合わせて1,600万円計上されておりますけれども、この給付事業の概要を説明してください。

最後4点目、31ページ、旧宮崎中学校の施設整備修繕工事184万円計上されておりますけれども、この修繕の内容についてご説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

私から2点お答えさせていただきたいと思います。

まず5ページの債務負担行為補正、加美町留学生支援事業900万円の補正でございますけれども、中新田高校の全国募集に伴います部屋の借上げの債務負担行為ということで、民間のアパートを寮として借り上げる補正でございまして、月額5万円の掛ける12か月掛けるの5部屋掛けるの3年分ということで900万円の債務負担補正をお願いするものでございます。

あともう1点なんですけれども、31ページの旧宮崎中学校の施設整備修繕工事184万円ですけれども、この補正に関しましては、漏水の修繕ということでございまして、大元の管のバルブがどうやら故障して水漏れが生じているということでございまして、バルブを閉めてすると水圧で何か水が漏れるというような調査結果がございまして、今後冬期間を迎えるに当たって、このままだと管が破損するおそれがあるということで、早急に修繕をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

私のほうからは16ページから17ページにかけまして、物価高騰対策の給付金事業についてご説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、まず事業番号1779の均等割のみの課税世帯につきましては、1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。次の事業、子ども加算につきましては、1人当たり5万円を給付するという事業になります。こちらの事業につきましては、7月の臨時会におきまして、令和6年度の新たな非課税世帯、新たな均等割のみ世帯、新たな均等割のみの世帯、非課税世帯のうち、子ども1人当たり5万円を給付するという補正予算を上程させていただいておりまして、こちらに対する追加の補正予算という形になります。そのうち均等割のみの課税世帯につきましては、税務情報を再度精査した結果、140世帯ほど追加になるということが分かりましたので、140世帯掛ける10万円ということで1,400万円の増額補正、あと子ども加算につきましては、20世帯ほど増加するというので、20世帯40人分増えるということが分かりましたので、40人掛ける5万円ということで200万円を増額補正上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

地方交付税の減額につきましてご説明させていただきます。

今回当初予算で52億1,000万円の地方交付税を見込んでおりましたが、交付決定につきましては、51億4,643万7,000円ということで、今回6,356万3,000円の減額となっております。主な減額の要因といたしましては、個別算定経費の減であったり基準財政収入額の減であったりというところが要因となっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ちょっと債務負担行為の件についてお聞きしたいと思いますけれども、今の教育総務課長の説明ですと、アパート代借上げに対する助成金ということですが、大体5人、これ全国募集枠ですよ。中新田高校の全国募集に係る経費ということで、大体1か月5万円を3年間、1人当たり年に180万円、5人分を支援するということなんですが、光熱水費とか含めて大体1か月ぐらいどのぐらいの費用を見込んでいるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう1点は、この賃貸アパートなんですけれども場所はどの辺でしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

このアパートの1か月の費用なんですけれども、概算になりますけれども、家賃相当分で5万円、光熱水費1か月当たり平均しますと1万5,000円、あとは食費も食事代なんですけれども、こちらは実費相当分になるんですけれども、こっちのほうで自炊じゃなくて食事を提供したいなということを考えておりまして、仮に3食丸々31日食べたと仮定して、大体食費が5万5,000円ほどなので、家賃、光熱水費、食費合わせまして大体12万円強ぐらいなのかなということで、そのうち5万円を町で支援したいという計画でございます。

あと場所なんですけれども、民間のアパートを借りるということを想定、借りるんですけれども、学校から大体徒歩で10分から15分ぐらいのところ、近くに大型スーパーあるいはコンビニ、あるいは医療機関もあるということで、立地的には十分なところなのかなということで、今、考えてそちらのアパートを借りる予定でしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 全国募集枠5人ということなんですけれども、これ県内の高校含まれているかどうかという部分、まず1点お聞きします。この全国募集枠にですね。

それから来年度入学する学生、多分これから募集するわけなんですけれども、今、やはり全国的に留学生ですよ。募集する、募集のこの競争率がすごく高くなっているんですね。ですから今、課長がおっしゃった町の支援策とか、あるいは今、中新田高校の魅力化事業ですね、協力隊の方一生懸命取り組んでいますけれども、そういったものを含めて町としてどういった手段でPRとか情報発信していくか。やっぱり手を挙げてもらわなければ、これ幾らいい支援事業を出しても、なかなか大変なことなので、その辺ちょっとどういうふうに情報発信していくか。ちょっとお話ししてください。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

県内の募集につきましては、全国募集枠と別に募集をかけるというようなことでございます。

あと情報発信手段、PRなんですけれども、様々あるんですけれども、1つは中新田高校のホームページ上で発信する、あるいはPR動画なども中新田高校のホームページ上では出ておりますので、そこで情報発信をしているところでございます。あとやっぱり実際に保護者、あ

るいは生徒さんとお会いする機会、合同の説明会というのが年3回ございますので、その場で実際に対面してお話をしてPRしているというのが、東京開催で年3回ございますので、そこに行ってPR、情報発信しているということもございます。さらには全中、全国中学校カヌー体育大会、そちらのほうにも実際に足を運んで、中新田高校のPRを実際に今年度しております。そこでも中新田高校の情報の全国募集の情報を発信しているということで、こういった5万円の補助の支援策も含めて、説明、情報発信をしているということもございますし、付け加えて、この5万円の支援策のほかに、寮としてアパートを借りるわけなんですけれども、やはり1人で住むのが心配だというようなこともございますので、生活サポートの支援員ということも考えておまして、そこのところも親御さんのほうにPRといいますか、情報を発信しているということもありますし、反面一人暮らしということは、ほかでは寮などを整備しているようなんですけれども、アパートでの一人暮らしというのはなかなかないということもありまして、逆な反面自立と、自立できる、することができるということも1つのPRポイントなのかなと思ってお話をしているところもございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それでは30ページの報酬、いじめ問題調査委員会委員報酬105万8,000円、下の旅費、費用弁償26万1,000円、委託料の会議録作成委託料40万円、多分関係するのかなという思いがあるんですが、これについての内容等について説明をいただきます。

あと36ページに先ほども町長が述べておりましたが、おのだひがし園の施設の改修工事1,086万4,000円の工事内容について、説明いただきます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

30ページのいじめ問題調査委員会委員報酬関係の予算でございますけれども、新たに第三者委員会を設置して、調査する予算でございます。報酬につきましては、今の調査委員5名の調査委員を選任で考えておまして、会議あるいは調査に伴う報酬でございます。費用弁償につきましては、調査委員の旅費ということで計上しております。あと委託料、会議録作成委託料ということで、外注する分の委託料、大体5回分の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 学校教育環境整備推進室長。

○学校教育環境整備推進室長（渡辺信行君） 学校教育環境整備推進室長です。

36ページの認定こども園の改修工事関係ですが、こちらについては統合するおのだひがし園とにし園の幼稚園分の改修工事となります。改修工事の内容といたしましては、保育園分のほうでトイレの改修工事、あと医務室の床の改修工事と物置の設置、あと園名が変わりますので表示板等の改修工事に入ります。あと幼稚園分については、園児の手洗い場の増設、物置の設置、表示板の改修工事を行う予定で、1,086万3,000円ほど予定しております。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 調査員5名ということなのですが、この調査員については公表できないんですか。もし公表可能であれば、委員の名前を公表していただきたいし、併せまして費用弁償ということになります、多分。町外じゃないかと思うんですが、さらには会議録5回分という話ですが、これは情報公開、開示はできるんでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

調査委員会の委員の公表ということですが、ただいま選任中でございますので、選任され次第これはちょっと検討させていただきたいと思います。

あと費用弁償ですが、今、各分野、例えば医療、福祉、教育、法務等々で、今、選任依頼をかけているんですけれども、町外の方がほとんどなのかなということで、概算で費用弁償を見ているところでございます。

あと会議録の開示につきましてなんですけれども、基本は情報公開条例に基づいての開示ということにはなるんですけれども、この辺も調査委員会の絡みもございますので、あるいはいじめ防止基本法とかそういったような法律の絡みもございますので、その辺調整しながら公表するに当たっては、例えば黒塗りの部分も出てくるとは思うんですけれども、調整をして情報開示したいなとも考えているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 教育長、基本的なことをお聞きしたいんですが、いじめ問題が発生したと。問題が発生したから、結局そういう関係でその委員会を立ち上げて、いろいろ協議していただくということだと思うんですが、それは多分多少に関わらずいじめ問題があるとすれば、なければいいんですが、それはやっぱり学校全体としての、学校全体。全体的にいじめ問題があるとすれば、そういうものの委員会を立ち上げてやるべきじゃないかという、私は思いをしているんですが、その辺についての考え。

あと室長にお聞きします。各部屋は多分間に合っているから、今回は改修工事を要さないということで、トイレとか手洗いということの理解でよろしいのか、再度お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先ほど課長のほうから説明あった調査委員会については、調査委員会の設置の要望がございまして、それを受けて設置すると。そのための予算でございます。

あと校内においては、いじめが起きたときの校内でのいじめ対策委員会とか、そういう形で委員会を立ち上げて調査、あと対応をしているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 学校教育環境整備推進室長。

○学校教育環境整備推進室長（渡辺信行君） 推進室長渡辺です。よろしくお願いします。

統合園の園児の部屋のほうが間に合うのかということですが、今現在、おのだひがし園の園児の定員が3歳未満で55名、3歳以上で110名の定員で設定しております。統合園になりましたら、同じ定員を引き継ぐこととなりますので、3歳未満で55名の定員に対して、今現在33名の園児がございまして、3歳以上で110名の定員に対して61名、統合しても園児の数になりますので、園の教室的な広さには問題なくお使いできると思っております。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では何点かお伺いします。

29ページ、利用自粛牧草等対策事業について、これは進捗状況といいますか、予定どおり進んでいるのかどうか等について伺います。

30ページ、若鮎給付型奨学金基金なんですが、この原資は何だったのかということ。今後もしも同じようなところから拠出していくのか、積み立てていくのかということをお伺いします。

それから32ページ、教育環境整備費の中の中新田小学校維持管理修繕が計上されていますが、この内容についてお伺いします。

それから38ページ、農業施設災害復旧事業、農道等災害復旧工事なんですが、それと同様に林業施設の災害復旧事業についても計上されていますが、先ほどお話のあった7月の大雨等々による災害復旧工事なのかどうか。場所等についてもお知らせください。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

私からはまず29ページの利用自粛牧草農地還元作業委託料956万2,000円、こちらのまず補正内容と、あとその進捗状況ということでしたので、説明させていただきます。

今回の補正内容につきましては、旧田代放牧場地内にある利用自粛牧草、あちらを覆ってあるシート、こちらが経年、それから雨、雪などによりちょっと破損しましたので、その交換などに要する費用でございます。

その旧田代放牧場地内にある利用自粛牧草でございますけれども、今年度まず400ベクレル以下の利用自粛牧草につきましては、すき込み処理により完成する予定となっております。あとそれからすき込みできない401ベクレル以上の中でも、その経過年数により400ベクレルを下回っているものもあらうと思われますので、今回401ベクレルから1,000ベクレルの濃度の利用自粛牧草の再測定業務を委託しております。

その作業の内容なんですけれども、再測定するに当たりましては、まずそのシートを取ってフレコンの中にある利用自粛牧草、まず検体を取り出しまして、検体を取ったら濃度を測定するわけでございますが、その後またそのフレコンを積替えしてシートをかぶせるわけでございますが、その中においてちょっとシートが破けているものなどございましたので、今回シートを購入するものでございます。あとそれから使用する機械の変更であったり、あと一部そのフレコンも破損しているものがございましたので、そういった破損したフレコンについても交換したりといった必要がございましたので、その分今回再測定業務の中で契約増ということで、お願いしたいものでございます。

その再測定業務でございますけれども、今回401ベクレルから1,000ベクレルの利用自粛牧草1,225トン、こちら再測定いたしました。その結果、400ベクレルを下回っていたのが151トンございました。そのうち今年度すき込みに回せるものは回しまして、残りの81トンにつきましては、来年度すき込み処理をしたいと考えております。今回のこの業務委託料の増額分につきましては、いずれ東京電力のほうへ賠償請求させていただきたいと考えております。

あとすみません、38ページの農業施設災害復旧事業でございますけれども、こちらにつきましては、7月25日、26日にかけての大雨による災害の復旧工事でございますして、8月の臨時会でも補正予算承認いただいたところでございましたが、8月の臨時会では応急復旧費をお認めいただきまして、今回は復旧工事費ということで、水路への土砂堆積であったり、その水路のり面崩落、あとそれから農地の崩落、そういったものの復旧工事等でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

2点お答えさせていただきます。

若鮎給付型奨学金の基金の原資でございますけれども、厚意ある企業様から2件頂いておりまして、合わせて100万円の寄附を頂いておりまして、基金に積み立てるものでございます。

もう1点ですけれども、中新田小学校の施設設備修繕工事ですけれども、経年劣化に伴いものだと思うんですけれども、消防設備の定期点検によりまして、不具合のご指摘がございまして、調査をしたところ配管から漏水しているということが判明したところでございます。特に外部の埋設管からの漏水がひどいみたいで、部分補修が困難な状況にあるということから、外部は新規で埋設、配管を敷設いたしまして、校舎内にあるところにつきましては、一部露出する露出管ということになるんですけれども、修繕工事を行うという内容でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤 勉君） 森林整備対策室長でございます。

38ページの林道の災害の復旧工事についての質問がありましたので、こちらについてお答えします。

まずこちらのほうでやっぱり7月の豪雨の災害に対する復旧工事に対しての補正ということございまして、需用費の修繕料とあと14の工事請負費につきましては、切込地区内にある林地内の道路が半分欠けたということになりまして、そちらの復旧工事に当たります。その奥地に農地がありまして、本来の工事請負費の298万円ほど計上していましたが、こちらは其林道の復旧工事なんです、その前に農地の刈取りに入る際の作業に入るために、やはり工事請負ではすぐに迅速に対応できないということもありまして、修繕工事を対応しまして、ちょっとその農地の刈取りに入れるような復旧ということで、修繕のほうを上げております。

あと原材料につきましては、林道独活沼線の洗掘した部分に対しての碎石代ということで計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

利用自粛牧草について、401ベクレルから1,000ベクレル以内の再測定をしたということでよかったなと思っておりますが、セシウム濃度はやっぱり低減してきているということは全体について言えるのかどうか、平均してどれくらいなのか、もしお分かりでしたらお知らせください。

それからフレコンバック詰め替えというのを5年ごとにやるという計画があったわけなんで

すが、今回はその残っているものについて、フレコンバックの交換はするのかどうか、確認したいと思います。

それから若鮎給付型奨学金の原資、今回はたまたま寄附があつて2社からの寄附を充てることにしたというふうに、今、解釈したんですが、今後予定していくというのも難しいことなのかな、私はかみでん里山公社のほうからとか、あるいは1,000万円寄附される風力発電のほうからとか、何か定期的に基金を積み立てていく必要があるのかなと思うんですが、その原資について、再度お願いします。

それから農業施設の災害復旧工事の場所は、主な場所はお分かりでしたら教えてください。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

今後の原資ということでの質問でございますけれども、今、考えているのは、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングできないかなということで考えております。これぜひ実行したいなとも、ちょっとこちらでは強い思いでやっていきたいなということで、やっぱり将来を担う加美町の子どもたちのために、1人でも多く給付型の奨学金を交付したいなとも考えておりますので、クラウドファンディングできないかなということで、今、計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今回の濃度の再測定、平均的にどのぐらい落ちているのかといったご質問いただきましたが、申し訳ございません。まだそこまでこちらのほうとしましては、ちょっとそこまで集計できてはいないんですが、結果を見ますと一律にどのぐらいというのじゃなくて、やはりそのロットによって結構落ちているのもあれば、さほど変わらないものという状況になっておりまして、まだ平均して何%ぐらいというところまではちょっと申し訳ございませんが、まだ分析しておりません。

フレコンでございますけれども、今回その破損していたものにつきましては、交換いたしました。が、いずれこのフレコン、耐用年数5年程度なんです。が、これを紫外線なり雨風から防いで長もちさせるために、以前令和元年度にシートで覆ったわけでございますが、やはり今回そのシートで覆われているものにつきましては、見た目ではまだもつということで、当面まずシ

ートで覆って、フレコンの延命を図りたいと考えております。

それから農業施設の災害復旧の箇所でございますが、今回工事費に計上しているところといたしましては、1つは上多田地区にあります農地と水路、それから柳沢地内の農地、こちら田んぼの畦畔が崩落したということでその復旧工事費、あと大きいのが農道青木原7号線といって、町道大柳線から農道、農地に行く農道の農道橋が陥没したということで、こちらのほうの復旧工事で1,300万円ほど見ております。あとそれから工事費といたしましては、小野田のほうの照井堰、こちらのほうも一部破損しておりますので、そちらの復旧工事、それから寒風沢のほうの寒風沢堰、こちらのほうの水路の工事費ということで、工事費のほうで見ております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1点だけ、若鮎給付型の奨学金なんですが、先日広報に募集があったかと思いますが、希望者の申出みたいなものはあったんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 今、募集中でございますので、これからになります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 3点伺います。

まず26ページのこれは商工観光課だと思うんですけども、観光振興事業国際ビジネス推進ということで、台湾関係の旅費とか、あとその次のページの負担金とあるんですが、この事業内容と見積りの概要、何人、何日ぐらいこういった事業というのをお知らせください。

次に、28ページ、これは町民課になりますかね。住宅管理事業ということで、町営住宅の修繕事業ということで、2つの地区の修繕が入っておりますけれども、この内容。

それと最後ですね、これは39ページ、これは建設課ですね。土木施設災害復旧ということで、町道の災害復旧500万円と、この内容3点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。よろしくお願いします。

私からは、ご質問のありました26ページの観光費、国際ビジネス推進事業の旅費、普通旅費の内容についてご説明させていただきます。

まずこの普通旅費の内容でございますが、台湾のほうへの姉妹都市締結に向けた旅費という

ことで計上させていただいております。計上内容が69万8,000円でございますが、こちらが10月と12月に職員2名が行く旅費になっております。10月は3泊4日で計画しまして、12月が4泊5日で計算させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、27ページの負担金でございます。日本台湾交流協会負担金12万円の中身でございますが、こちらは公益財団法人日本台湾交流協会に対します負担金でございます。この協会の目的になりますが、台湾の経済状況、市場動向などについての情報提供を受けるために会員になっております。特典としましては、出版物の定期的な提供ですとか、台湾情勢セミナー、あと貿易相談窓口などへの参加資格を得るという内容で、こちらのほうに会員という形に申込みさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

39ページの土木施設災害復旧事業になります。こちらのほうは7月の25日から26日にかけての豪雨で宮崎地区の町道等が9か所ほど被災を受けておりました。それでそのうち幅員の一部が崩落するなど被害の大きかった2か所については、先月8月の臨時議会で予算をお認めいただいて、工事の発注を進めております。残りの7か所、路肩とかのり面の洗掘、あと路面の洗掘だったりといった被害が出ておりましたので、そちらの復旧費ということになります。

以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

住宅管理事業のところの、まず田川住宅の修繕工事でございますが、こちら令和6年当初予算で、外壁工事2棟分の工事をやっておりますが、今回その該当する住宅の屋根と壁の隙間というのが、そこを塞ぐ工事を新たに追加したということで97万9,000円の補正を計上してございます。あと北原住宅につきましては、小野田支所長が答弁いたします。

○議長（早坂忠幸君） 小野田支所長。

○小野田支所長（齋藤 純君） 小野田支所長です。

北原住宅に関してお答えいたします。これは退去した住宅について、クリーニング的な修繕工事を行うものです。工事の内容といたしましては、壁、クロスの張替え、それから床フロアの張替え、あとドアの塗装の塗替えなどの工事となっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） じゃあ1点だけ、先ほどの商工観光の関係で、今回2回行くということで、どういったことをここまでできればいいなとか目標といいますか、目的といいますか、その辺もう少し具体的なものが決まっていれば、教えていただきたいと想います。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

予算のほうにも、先ほどご説明させていただきましたが、10月と12月に行く予定で予算を計上させていただいております。まず10月に関しましては、10日に久保さんの委嘱状を交付させていただきましたが、アドバイザーの久保 博さんと、あと台湾在住であります日本の方なんです、台湾にかなり精通している方と、今、相談中ではございますが、姉妹都市の候補地を10月までに何点か定めさせていただいて、それで10月にはその場所を訪問したいと考えております。それで現地のほうで意見交換なども、町長を含めて意見交換などをさせていただきたいと思っております。その内容を基にしまして、12月までにはもうちょっと詰めさせていただいて、本格的に12月、何か仮の形でもつくればなと考えての、2回に分けての旅費の計上でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 17ページの町税還付金の内容をお願いします。

それから19ページ、加美郡保健医療福祉行政事務組合への700万円ほどの負担金減の理由をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（猪俣良幸君） 税務課長です。よろしくお願いいたします。

町税還付金ですが、例年法人町民税の予定額とかの還付がございまして、年間大体1,000万円万円ぐらいの決算額になってございます。当初予算で600万円組んでございましたが、半年を経過いたしまして残りの400万円ぐらいあと見込まれますので、今回で補正計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

19ページの加美郡保健医療福祉行政事務組合の負担金についてでございますが、こちらは加美病院と加美老健の令和5年度の利用者人数が確定したことに伴いまして、負担割合が変更

なるものでございます。当初予算では、加美町が63.48%だったものが、確定後が62.13%ということになります。あと色麻町が63.52%から37.87%ということになりまして、主な要因としましては、老健施設における加美町の利用者が減少したということが負担割合の減少になったと。割合の率にしまして、マイナスの1.35%減ったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号令和6年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号令和6年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号 令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第62号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第62号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ8,580万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億1,648万2,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰入金で一般会計繰入金335万9,000円増、繰越金で8,218万3,000円増などであります。

歳出の主なものについては、諸支出金で前年度介護給付費負担金返還金5,202万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号 令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第63号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第63号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出においてそれぞれ127万7,000円を増額し、総額を9億8,863万1,000円とする補正予算であります。

収入につきましては、負担金及び分担金で127万7,000円を増額し、支出につきましては、処理場費で133万1,000円、管渠費で899万8,000円で、総係費で21万1,000円、支払利息及び企業債取扱諸費で61万円を増額し、予備費987万3,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩します。2時20分まで。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りいたします。日程第10、認定第1号令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第11号令和5年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和5年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、認定第1号から日程第20、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第10	認定第1号	令和5年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第2号	令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第3号	令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第4号	令和5年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第5号	令和5年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第6号	令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第7号	令和5年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第8号	令和5年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 9 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 19 認定第 10 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 20 認定第 11 号 令和 5 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につい
て

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 認定第 1 号から認定第 11 号までについてご説明申し上げます。

認定第 1 号令和 5 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号令和 5 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 11 件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いいたすものであります。

詳細につきましては、会計管理者並びに上下水道課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（相澤栄悦君） 会計管理者です。

一般会計及び 9 つの特別会計の令和 5 年度歳入歳出決算について報告いたします。

決算認定に付する関係書類は、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定により調製した歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。

それでは、決算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入です。款ごとの収入済額について報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款町税、26 億 8,022 万 3,159 円。

2 款地方譲与税、2 億 1,806 万 7,000 円。

3 款利子割交付金、55 万 5,000 円。

4 款配当割交付金、839 万 5,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、968 万円。

6 款法人事業税交付金、5,275 万 1,000 円。

7 款地方消費税交付金、5 億4,914万3,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、275万2,022円。

9 款環境性能割交付金、2,373万5,000円。

次のページをお開きください。

10款地方特例交付金、2,232万3,000円。

11款地方交付税、57億3,965万円。

12款交通安全対策特別交付金、223万1,000円。

13款分担金及び負担金、2,581万6,797円。

14款使用料及び手数料、1 億3,166万830円。

15款国庫支出金、17億3,097万4,669円。

16款県支出金、7 億4,993万7,235円。

17款財産収入、8,491万9,794円。

次のページをお開きください。

18款寄附金、2 億3,960万5,026円。

19款繰入金、7 億5,778万2,082円。

20款繰越金、5 億3,285万4,633円。

21款諸収入、1 億8,712万5,635円。

22款町債、7 億9,450万円。

23款自動車取得税交付金、231万8,000円。

歳入合計、予算現額148億2,698万9,000円、調定額146億606万8,456円、収入済額145億4,599万9,882円、不納欠損額307万3,955円、収入未済額5,699万4,619円。

次のページをお開きください。歳出につきましても、款ごとの支出済額を報告し、その他の欄については省略をさせていただきます。

1 款議会費、1 億3,512万5,733円。

2 款総務費、24億2,321万1,704円。

3 款民生費、36億5,026万5,764円。

4 款衛生費、8 億3,821万5,982円。

5 款労働費、42万2,944円。

6 款農林水産業費、5 億8,611万752円。

7 款商工費、4 億7,318万3,380円。

8 款土木費、15億2,331万9,762円。

次のページをお開きください。

9 款消防費、5 億1,162万5,431円。

10款教育費、20億8,489万9,308円。

11款災害復旧費、2 億1,598万8,974円。

12款公債費、14億385万3,547円。

13款予備費、ゼロです。

歳出合計、予算現額148億2,698万9,000円、支出済額138億4,622万3,281円、翌年度繰越額 3 億5,746万1,000円、不用額 6 億2,330万4,710円。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 6 億9,977万6,601円、うち基金繰入額 3 億3,000万円。

令和 6 年 9 月10日提出、加美町長石山敬貴。

次に、294ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書です。

1、歳入総額145億4,600万円。2、歳出総額138億4,622万3,000円。3、歳入歳出差引額 6 億9,977万7,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源4,795万8,000円。5、実質収支額 6 億5,181万9,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、これは財政調整基金への積立てでございます。3 億3,000万円でございます。

次に、特別会計の報告をいたします。特別会計につきましては、実質収支に関する調書により報告をさせていただきます。

319ページをお開きをいただきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額29億1,485万2,000円。歳出総額27億4,289万6,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 1 億7,195万6,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額9,000万円でございます。

続きまして331ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額 2 億9,404万8,000円。歳出総額 2 億8,942万4,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに462万4,000円でございます。

続きまして359ページをお開きください。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額33億5,189万4,000円。歳出総額32億2,478万1,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億2,711万3,000円です。

続きまして367ページをお開きください。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額741万6,000円。歳出総額533万9,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに207万7,000円です。

続きまして375ページをお開きください。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額746万2,000円。歳出総額514万8,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに231万4,000円です。

続きまして382ページをお開きください。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額427万2,000円。歳出総額210万9,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに216万3,000円。

388ページをお開きください。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額241万5,000円。歳出総額216万7,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに24万8,000円。

続きまして407ページをお開きください。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書です。

歳入総額12億5,382万6,000円。歳出総額8億9,851万4,000円。歳入歳出差引額3億5,531万2,000円。翌年度へ繰り越すべき財源4,201万8,000円。実質収支額3億1,329万4,000円です。

続きまして418ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額1億25万4,000円。歳出総額8,499万5,000円。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,525万9,000円。

なお、下水道事業及び浄化槽事業につきましては、地方公営企業法適用に伴い、令和6年3月31日に打切り決算を行い、新しい会計に移行しております。

次に、財産に関する調書ですが、419ページから公有財産、物品、基金の決算年度中の増減

高などを記載しております。なお、説明については割愛させていただきます。

以上、一般会計及び9つの特別会計の令和5年度歳入歳出決算に関する報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（塩田雅史君） 上下水道課長です。よろしくお願いいたします。

私のほうから令和5年度加美町水道事業会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

427ページをお開き願います。

加美町水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、当初予算額5億3,590万円、補正予算額710万円の増、合計5億4,300万円。決算額5億3,522万7,448円。決算額のうち仮受消費税4,373万1,021円となります。

支出に移ります。

第1款水道事業費用、当初予算額5億3,590万円、補正予算額710万円の増、小計5億4,300万円。合計5億4,300万円。決算額5億2,760万914円。決算額のうち仮払消費税3,490万5,203円となります。

428ページをお開きください。

資本的収入及び支出になります。

収入。

第1款資本的収入、当初予算額296万4,000円、小計296万4,000円。合計296万4,000円。決算額296万4,000円となります。

支出になります。

第1款資本的支出、当初予算額1億5,920万4,000円、補正予算額1,257万9,000円の減、小計1億4,662万5,000円。合計1億4,662万5,000円。決算額1億3,653万5,573円。決算額のうち仮払消費税659万3,642円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,357万1,573円は、過年度分損益勘定留保資金1億697万7,931円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額659万3,642円で補填いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 田中正志君 登壇〕

○代表監査委員（田中正志君） 監査委員の田中でございます。

皆様お疲れのところ、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

それでは、令和5年度加美町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項並びに同法241条第5項の規定により、審査に付されました令和5年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、9月4日、石山町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和5年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書でございます。

審査期間は令和6年7月16日から8月7日まで、審査の手続につきましては、ここに記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書につきましては、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、予算の執行、関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等を照合した結果、誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

決算の総括に移ります。

令和5年度の決算規模は、歳入総額は224億8,243万8,514円、うち一般会計は145億4,599万9,882円、特別会計が79億3,643万8,632円。歳出総額は211億159万6,098円、うち一般会計は138億4,622万3,281円、特別会計が72億5,537万2,817円、差引残額は13億8,084万2,416円、うち一般会計は6億9,977万6,601円、特別会計が6億8,106万5,815円となっております。

3ページ以降につきましては、時間の関係上、詳細を割愛させていただきますので、あらかじめご了承ください。

会計別決算状況は、3ページ、表1に示してあるとおり、翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、一般会計が6億5,181万9,000円、特別会計全体では6億3,904万8,000円となり、いずれも黒字決算となっております。

4 ページ、表 3 をご覧ください。

普通会計で決算状況を見ますと、実質収支は 6 億 5,551 万 2,000 円の黒字ですが、単年度収支 1 億 2,921 万 8,000 円と、実質単年度収支が 4 億 1,972 万 1,000 円の赤字となっております。

6 ページ、表 6 は、主要財務比率の年度別推移を示しております。

令和 5 年度では、財政力指数 0.34、経常収支比率 89.1%、実質公債費比率は 7.4% となっております。

表 7 は町債の状況を示しております。令和 5 年度末現在高は 158 億 9,348 万 9,000 円で、前年度末現在高より 8 億 2,847 万 5,000 円減少しております。

8 ページからは、一般会計の決算状況でございます。

実質収支額 6 億 5,181 万 8,601 円のうち、地方自治法の規定によります財政調整基金繰入額は 3 億 3,000 万円、翌年度への繰越額は 3 億 2,181 万 8,601 円となっております。

表 10 の歳入決算状況をご覧ください。収入済額では町税が 26 億 8,022 万 3,159 円、地方交付税 57 億 3,965 万円、使用料及び手数料が 1 億 3,166 万 830 円、財産収入が 8,491 万 9,794 円、寄附金で 2 億 3,960 万 5,026 円、不納欠損額全体では 307 万 3,955 円、収入未済額は 5,699 万 4,619 円です。

11 ページ、表 14 の歳入決算状況では、支出済額 138 億 4,622 万 3,281 円、翌年度繰越額は 3 億 5,746 万 1,000 円、執行率は 93.4% でございます。

特別会計の決算状況は 20 ページからになります。

特別会計全体の歳入におけます収入率は 99%、歳出では執行率が 90.9% となっております。

表 33 をご覧ください。国民健康保険税の収納状況は、収納済額が 4 億 2,544 万 3,611 円、不納欠損額は 66 万 3,000 円、収入未済額で 1,921 万 6,879 円です。

後期高齢者医療保険料は表 36、介護保険料は表 40 をご覧ください。

下水道使用料等の収納状況は、31 ページ、表 57 をご覧ください。

収入済額は 2 億 5,091 万 9,508 円、不納欠損額は 103 万 5,613 円、収入未済額は 4,919 万 628 円となっております。

公有財産の状況ですが、34 ページから 35 ページに示してあります。

行政財産として、社会教育関連施設用地 1,871 平方メートルと桜町配水池用地 198 平方メートル、普通財産として、宅地 198 平方メートルと道路 5.36 平方メートルを取得したことから、前年度に比べ、2,272 平方メートル増加し、本年度末現在高 1 億 1,689 万 1,504 平方メートルとなっております。なお、勤労者福祉研修センター 1,092 平方メートル、芹沢長介記念東北陶磁文化館 965 平方メートル、小野田東部体育館 1,055 平方メートル、宮崎中学校 5 万 9,059 平方メー

トルの計6万2,171平方メートルを行政財産から普通財産に移行しております。

36ページをお開きください。

基金の当年度末現在高は68億7,939万3,213円で、前年度末より1億4,937万1,423円増額しております。

なお、当年度におきまして、子育て世帯等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、企業等からの寄附金など1億1,300万円を原資に、子ども・子育て応援基金を造成しております。また、下水道事業特別会計の公営企業会計移行に伴い、下水道基金を廃止しております。

結び。

決算状況についてです。本年度の一般会計に特別会計を合わせました総決算額では、歳入224億8,244万円、歳出211億160万円で、決算収支は13億8,084万円の黒字、実質収支も12億9,087万円の黒字でございます。なお、前年度実質収支額等を控除した実質単年度収支を見ますと2億230万円の赤字となっております。

一般会計歳入歳出決算状況は、前年度に比べ、歳入は3%の減、歳出は1.6%の減となっており、決算収支は6億9,978万円の黒字、実質収支も6億5,182万円の黒字でございますが、実質単年度収支は4億1,998万円の赤字となりました。前年度と比較した歳入の3%の減少は、国庫支出金で1億5,163万円、県支出金で1億1,656万円、財産収入で2億1,429万円、諸収入で9,335万円などの減額によるものです。

一方、町税で2,780万円、地方交付税で2,332万円、寄附金で6,300万円、繰入金で4,005万円、繰越金で3,804万円などが増額となっております。

歳出の1.6%の減少は、農林水産業費で1億892万円、土木費で2,698万円、教育費で1億5,204万円、災害復旧費で5,893万円、公債費で3,241万円によるものであります。また、総務費で7,449万円、民生費で1,195万円、商工費で4,346万円、消防費で2,752万円が増額しております。

普通会計における歳入の構成を見ますと、一般財源74.1%で前年度に比べ0.1ポイントの増、自主財源は31.9%で前年度と同率となっております。

歳出の構成を見ると、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費は41.4%で、前年度より1ポイント増加し、投資的経費は11.7%と、前年度より0.5ポイント減少しております。

町税等の徴収状況及び使用料収入等の状況についてでございます。町税等の収納率は全体で98.4%、国民健康保険税は95.5%と、いずれも前年度よりやや下回りましたが、厳しい財政状

況下において、このように高い収納率を維持できた要因は、宮城県地方税滞納整理機構との連携や主管課における徴収業務の適切な対応等によるものであり、滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

また、住宅使用料の収納率は87%で、前年度より2.1ポイント向上しており、現年度分収納率については平成28年度の93.3%以降令和2年度の98.6%まで、毎年更新しており、本年度は99.2%と、過去最高を更新したことは、滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

税や使用料は、住民負担の公平性を確保するためにも、効率的かつ効果的な徴収ができるように、ほかの部署との連携を図り適切な対策を講じ、引き続き収納率向上に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

なお、不納欠損額は、町税で118万7,000円、国民健康保険税で66万3,000円、住宅使用料では104万円、後期高齢者医療保険料3,000円、介護保険料17万9,000円、下水道使用料等では103万6,000円となっております。主たる要因は、時効かつ所在不明、死亡、破産等によるもので、いずれの場合もやむを得ないものと判断したものでございます。

総評。

令和5年度は、行政改革集中期間の3年目に当たり、予算編成方針に基づき、国の取組と基調を合わせた歳入歳出全般にわたる聖域のない徹底した見直しで質の改善を図り、政策効果の高い歳出に転換することとし、地方創生の推進や第二次加美町総合計画を着実に実現しながら、厳しい財政状況の下、社会保障費の増加や複雑多様化する行政需要にも対応しているが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減額により、普通会計歳入総額は、前年度より3%減額しております。その減少要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金及び県支出金、財政調整基金繰入金、鳴瀬川総合開発事業に伴う財産収入等の減額が影響しております。一方、町税、地方交付税、寄附金、繰入金、繰出金等は増加しております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は前年度より0.8%の増、投資的経費は、統合中学校整備事業の完了などによる普通建設事業費の減少に加え、災害復旧事業費が減少したことにより、前年度と比較すると5.3%の減となっております。その他の経費は維持補修費、繰出金等が増加したものの、新型コロナウイルス対策に関する事業継続補助金、鳴瀬川総合開発基金積立金が減額したことにより、前年度と比較すると2.6%の減となっております。

令和5年度の主要財務比率は、実質公債費比率は平成18年度の21%をピークに確実に改善さ

れてきており、前年度より0.1ポイント増の7.4%となっている。また、将来負担比率においても18.7%と、地方債の発行抑制等により改善されてきております。なお、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標となる経常収支比率は、前年度より0.3ポイント低下し、89.1%と改善されたものの、依然として高い水準であり、財政硬直化への懸念が続いております。主要財務比率は着実に改善されてきていますが、これ以上の財政硬直化を招かないためにも、経常経費は削減し、継続して財政改革に取り組む必要があると思われます。

まとめ。

令和5年度は、平成27年度に策定した第二次加美町総合計画、加美町の笑顔幸福プランに掲げた重点プロジェクトに基づく人口減少や少子高齢化の進展などの問題解決とともに、地方創生の積極的な推進により、ターゲット20などをはじめとした移住・定住の促進、交流人口の拡大に向けた各種事業に取り組んでいる。さらには、クリエイティブ人材、企業の育成と誘致や中新田保育所の民営化、全国募集に取り組む中新田高校や小中学校の学校魅力化事業など、行政、企業、地域が連携した新しい挑戦も始まっている。

町では、財政の硬直化を是正するために、令和3年度から令和7年度の5年間を行財政改革集中期間と位置づけ、歳入の確保、事業の見直し、施設の再編に継続して取り組んできている。特に、マイナスシーリングによる予算編成をはじめ、徹底した歳出削減等により、単年度収支及び実質単年度収支の赤字幅が減少し、財政調整基金の取崩額を前年度に比べて1億円抑制することができました。

また、ふるさと納税による寄附受入額が、初めて2億円を突破するなど、自主財源の確保でも特筆すべき成果を上げております。

しかしながら、依然として赤字体質であることには変わりなく、自主財源が乏しい中で、引き続き財政調整基金による財源不足への対応が続くことが予測される。また、歳出面を鑑みると、今後も施設、橋梁等の老朽化に伴う修繕、更新や高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれることから、経常的経費の増嵩は確実な情勢である。

加えて、燃料、電気料、物価の値上げによる公共施設維持費の増加や、役場庁舎建設などの大規模な投資事業により、財政需要は今後ますます増加することが予測されることから、財政の硬直化を招かぬよう、より一層の財政健全化への取組が求められる。

町では、これまでも町職員定員適正化計画に基づく人件費の抑制や、指定管理者制度の導入、内部管理経費の削減、新たな地方債の発行抑制による公債費の減少等、行政運営の効率化等に努めてきたところであるが、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくためにも、予算

編成方針を遵守し、既存事業、経費の徹底した見直しによる行財政改革と公共施設等統合管理計画に基づき、個別施設計画を着実に実施していくことが重要であり、政策効果に基づく事業の再編に努めることが、極めて肝要であります。

町においては、今後も引き続き住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、常にその組織及び運営の合理化に努めるという義務原則を再認識し、行財政改革と徹底した予算執行管理に最大限の努力を望むものであります。

続きまして、令和5年度加美町水道事業会計の決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和6年7月16日に審査を実施し、その結果は、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、当該年度末における財務状況及び経営は適正に表示されており、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であると認められました。

5ページをお開きください。

水道使用料の収納状況は、収入済額4億6,700万2,708円、不納欠損額176万1,056円、収入未済額は3,870万3,946円、収納率は92%で、前年度より0.1ポイント向上しております。

6ページ、損益計算書をご覧ください。

営業利益は1,087万2,645円の赤字、経常利益506万5,572円、特別損失は176万1,056円、当年度純利益330万4,516円、当年度末未処分利益剰余金は4,270万940円となっております。

財務状況につきましては、8ページ、貸借対照表をご覧ください。

資産の合計は29億5,665万7,428円、負債合計が9億1,270万5,351円、資本合計は20億4,395万2,077円となっております。

11ページをお開き願います。

結び。

令和5年度の業務実績は、給水人口が2万1,155人で、前年度より395人減少し、給水普及率は99.66%で、前年度より0.03ポイント増加しております。年間配水量は252万3,131立方メートルで、このうちの58.8%に当たる148万2,727立方メートルが広域水道事業所からの受水量で、前年度より7,957立方メートル減少しております。

また、有収水量は201万690立方メートルで、前年度より3万5,563立方メートル減少し、有収率も1.52ポイント低下し79.69%となっております。

建設改良では、施設の長寿命化を図るため、幹線配水管の更新工事や浄水場の機器類の更新

が計画的に執行されております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より152万円増の4億9,054万円、事業費用は1,678万円増の4億8,548万円となり、支出の増額が大きかったことなどから、当年度純利益は前年度より1,524万円減の330万円となっております。

また、有収水量、1立方メートル当たりの供給単価は211円19銭に対し、給水原価は226円93銭となっており、給水原価が15円74銭上回っております。給水状況は、1人1日平均給水量は前年度と同様の260リットル、年間無効水量の割合は13.5%と、前年度より1.6ポイント増加しております。引き続き、有収率向上等に努められたいと思います。

今後も水資源の有効活用の観点から、引き続き施設の長寿命化を図りながら、安全で快適な水の供給や災害時にも安定的な供給を行うための施設水準の向上に努められたいと思います。

また、水道使用料の収納状況につきましては、収入未済額は現年分、過年度分ともに減少しており、適切な対応による収納努力は評価するものであり、引き続き収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。

終わりに、7月の梅雨前線による記録的大雨により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、決算審査に際しご協力をいただきました職員の皆様に感謝申し上げます、令和5年度加美町決算審査意見書のご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和5年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和5年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、令和5年度決算審査特別委員会をシステムの調整がございますので、本日15時30分まで本議場に招集いたします。ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

午後3時14分 散会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月12日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 佐藤善一

署名議員 米木正二